

議会改革検討特別委員会
報 告 書

平成 2 6 年 3 月 定 例 会

春 日 部 市 議 会
議 会 改 革 検 討 特 別 委 員 会

議会改革検討特別委員会における審査の経過と結果について

議会改革検討特別委員長

会 田 幸 一

本特別委員会は、平成24年6月春日部市議会定例会において、「春日部市議会基本条例第15条第2項の規定により、地方分権の進展及び市民からの多様な要請等に対応することを目的として、自らの改革に不断に取り組むための検討組織として設置され、「①議会基本条例の制定に際し導入された取り組み事項の再検証について、②議会基本条例の制定に際し導入されなかった事項の検討について、③議会改革に関する新たな課題について」の3つの調査項目が付託されました。

このたび、現任期内的における調査項目の審査が終了しましたので、下記のとおり報告いたします。

記

1. 特別委員会の設置経過について
2. 特別委員会の開催状況について
3. 付託案件に関する調査結果と参考意見について
4. まとめ

※詳細については、別記のとおりです。

1. 特別委員会の設置経過について

(1) 設置目的

春日部市議会基本条例第15条第2項の規定により、地方分権の進展及び市民からの多様な要請等に対応することを目的として、自らの改革に不断に取り組むための検討組織として設置しました。

(2) 設置期間

平成24年6月15日から概ね2年間

(3) 委員構成

委員は11人とし、新政の会4人、公明党2人、日本共産党2人、緑新クラブ1人、春和会1人、社会民主党1人としました。

(4) 議会改革検討特別委員会委員

委員長	会田幸一	(平成25年5月27日から)
同	河井美久	(平成24年6月15日～平成25年5月27日)
副委員長	蛭間靖造	
委員	佐藤一	
同	金子進	
同	松本浩一	
同	卯月武彦	
同	鬼丸裕史	
同	栄寛美	
同	荒木洋美	
同	鈴木保	(平成24年6月15日～平成24年7月22日)
同	小久保博史	(平成24年8月27日から)
同	大山利夫	

2. 特別委員会の開催状況

開催日	会議名	審議事項
H24. 6. 15	第1回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長の互選について ・副委員長の互選について ・閉会中の特定事件について
H24. 6. 27 (閉会中)	第2回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・本特別委員会の運営について ・本特別委員会の当面の検討課題について
H24. 7. 13 (閉会中)	第3回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・6月27日に開催された本特別委員会の意見概要について ・本特別委員会の当面の検討課題（追加分）について ・反問権の運用について ・その他 <ul style="list-style-type: none"> ①閉会中に開いた特別委員会における審査の報告について ②今年度の議会報告会の開催日程について ③今後の本特別委員会の開催日程について
H24. 8. 8 (閉会中)	第4回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・反問権の運用について ・本特別委員会の当面の中期・長期的な検討課題について ・ホームページ上の研修・視察結果の公表対象について ・会派に所属する議員個人の議案採決に当たっての賛否について ・その他 <ul style="list-style-type: none"> ①広報広聴委員会に提出する行政視察結果報告の様式について ②ホームページにおける委員会等の開催予定の公開について ③中間報告について
H24. 8. 22 (閉会中)	第5回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・本特別委員会の当面の中期・長期的な検討課題について ・会派に所属する議員個人の議案採決に当たっての賛否について

開催日	会議名	審議事項
H24. 8. 22 (閉会中)	第5回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・その他 ①ホームページ上での研修・視察結果の公表イメージについて ②ホームページ上での会議の公開のイメージについて ③中間報告書(案)について
H24. 9. 18	第6回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・本特別委員会の当面の検討課題について ・会派に所属する議員個人の議案採決に当たっての賛否について ・地方自治法の一部を改正する法律について ・閉会中の特定事件について
H24. 11. 27	第7回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・議員研修会の開催について ・議場内設備について
H24. 12. 11	第8回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・議員研修会の運営について ・春日部市議会における災害発生時の対応要領について ・閉会中の特定事件について
H24. 12. 13	議員研修会	<p>「地方自治法の一部改正等について」 講師／全国市議会議長会 法制参事 廣瀬和彦氏</p>
H24. 12. 20 (閉会中)	第9回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法の一部改正等について ・春日部市議会における災害発生時の対応要領(案)について
H25. 1. 11 (閉会中)	第10回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法の一部改正等について ①通年会期の導入について ②議員の常任委員への就任について ③本会議への「公聴会」、「参考人」制度の導入について ④政務活動費について ア政務活動費の経費の範囲について イ政務活動費の透明性の確保のための方策について

開催日	会議名	審議事項
H25. 1. 18 (閉会中)	第11回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・本会議への「公聴会」、「参考人」制度の導入について ・政務活動費の経費の範囲について ・地方自治法の一部改正等について <ol style="list-style-type: none"> ①春日部市議会基本条例の一部を改正する条例(案)について ②春日部市議会委員会条例の一部を改正する条例(案)について ③春日部市議会会議規則の一部を改正する規則(案)について ④春日部市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例(案)について ⑤春日部市議会政務調査費の交付に関する規則の一部を改正する規則(案)について ・春日部市議会における災害発生時の対応要領(案)等について
H25. 1. 25 (閉会中)	第12回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費の経費の範囲について ・地方自治法の一部改正等について <ol style="list-style-type: none"> ①春日部市議会基本条例の一部を改正する条例(案)について ②春日部市議会委員会条例の一部を改正する条例(案)について ③春日部市議会会議規則の一部を改正する規則(案)について ④春日部市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例(案)について ⑤春日部市議会政務調査費の交付に関する規則の一部を改正する規則(案)について

開催日	会議名	審議事項
H25. 1. 25 (閉会中)	第12回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> 春日部市議会における災害発生時の対応要領(案)等について
H25. 1. 31 (閉会中)	第13回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法の一部改正等について <ul style="list-style-type: none"> ①春日部市議会政務調査費の交付に関する条例・同規則の改正に伴う『使途基準』(支出できないもの)に係る申し合わせ(案)について
H25. 2. 12 (閉会中)	第14回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> 今後の本特別委員会スケジュール(案)について 一問一答方式の議案質疑への導入及び反問権の導入について 中間報告書(案)について
H25. 2. 26	第15回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> 政務活動費(調査費)の取り扱いについて 政務活動費(調査費)の額に関する春日部市特別職報酬等審議会のかかわりについて
H25. 3. 11	第16回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> 一問一答方式の議案質疑への導入について 閉会中の特定事件について
H25. 4. 4 (閉会中)	第17回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> 一問一答方式の議案質疑への導入及び反問権の導入について 本特別委員会において今後調査する事項等(案)について 政務活動費の検討スケジュール(案)について
H25. 5. 20 (閉会中)	第18回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> 一問一答方式の議案質疑への導入について 反問権の導入について 調査事項の集計結果について 政務活動費の使途基準等について 政務活動費の公表方法等について 議員定数について 本会議における討論の制限時間等について 中間報告書(案)について 議場内スピーカーシステムの修繕について

開催日	会議名	審議事項
H25. 6. 3	特別委員会(定例会付託案件の審査)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請願第6号「春日部市議会議場に国旗・市旗を掲揚することについての請願」の審査
H25. 6. 11	第19回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員定数について ・ ホームページの運用にかかる政務活動費の活用状況、調査結果について ・ 閉会中の特定事件について
H25. 6. 26 (閉会中)	第20回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 反問権の導入について ・ 政務活動費の使途基準等について ・ 政務活動費の公表方法等について ・ 議員定数について ・ 本会議における討論の制限時間等について ・ ホームページの運用にかかる政務活動費の活用について
H25. 7. 16 (閉会中)	第21回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 反問権の導入について ・ 政務活動費の使途基準等について ・ 政務活動費の公表方法等について ・ 議員定数について ・ 本会議における討論の制限時間等について ・ ホームページの運用にかかる政務活動費の活用について
H25. 8. 9 (閉会中)	第22回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 反問権の導入について ・ 政務活動費の項目及び内容等について ・ 議員定数について ・ 中間報告書(案)について ・ その他 ①議場への国旗・市旗の掲揚について
H25. 9. 3	第23回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政務活動費の項目及び内容等について ・ 政務活動費の額について ・ 政務活動費の手引書(案)について ・ 議員定数について ・ その他 ①政務活動費の公表方法等について ②議会基本条例を学習する会への講師依頼について

開催日	会議名	審議事項
H25. 9. 3	第23回特別委員会	③閉会中の特定事件について
H25. 9. 11	第24回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費の額について ・議会基本条例を学習する会への講師依頼について
H25. 9. 20 (閉会中)	第25回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費の額について ・政務活動費の手引書(案)について ・議員定数について
H25. 10. 4 (閉会中)	第26回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費の額について ・議員定数について ・政務活動費の手引書(案)について ・その他 ①「議会基本条例学習会」開催の件について
H25. 10. 25 (閉会中)	第27回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費の額について ・議員定数について ・政務活動費の手引書(案)について
H25. 11. 1 (閉会中)	第28回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費の額について ・政務活動費に関する協議結果報告書(案)について ・議員定数に関する協議結果報告書(案)について
H25. 11. 20 (閉会中)	第29回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・春日部市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例(案)について ・中間報告書(案)について
H25. 12. 10	第30回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・閉会中の特定事件について
H26. 1. 17 (閉会中)	第31回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費の手引書(案)について
H26. 1. 29 (閉会中)	第32回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害の発生を想定した議員参集図上訓練の実施について ・メール送信訓練の実施について

開催日	会議名	審議事項
H26. 2. 21	第33回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・防災対策一斉訓練の概要及び進行（案）について ・大規模災害の発生を想定した議員参集図上訓練の実施結果について
H26. 3. 10	第34回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・最終報告書（案）について

3. 付託案件に関する調査結果と参考意見について

本特別委員会には、「①議会基本条例の制定に際し導入された取り組み事項の再検証について、②議会基本条例の制定に際し導入されなかった事項の検討について、③議会改革に関する新たな課題について」の3つの調査項目が付託されました。

以下は、本委員会において、議員定数について、政務活動費について、反問権の運用について、災害発生時の対応要領等についての調査結果と主な参考意見を集約したものです。

(1) 第2回特別委員会

平成24年6月27日に第2回特別委員会を開催し、特別委員会の運営についての議題において、付託案件の確認が行われました。

また、特別委員会の当面の検討課題についても協議、検討がされました。

〔一問一答方式の制限時間について〕

- ・質問時間を減らすことは議員としてあり得ない。
- ・一般質問の制限時間については、1～2年間は、60分で進める。
- ・議会運営員会でも確認された内容であるため、特別委員会において再確認をする必要はない。

〔答弁者（執行部側）の控え席について〕

- ・控え席については、当面継続して行う必要がある。
- ・自席で答弁ができる仕組みがあれば必要はない。議場内設備との関係から当面は、控え席を設けてできる限りスムーズに行く。

〔一問一答方式の議案質疑への導入について〕

- ・今年度内は、一般質問だけに留め、来年の4月や6月からの導入ではどうか。
- ・今年度9月定例会では、時期尚早なので来年の6月定例会あたりの導入がよい。

〔反問権の運用について〕

- ・導入に関して細かいルールが決められていない。反問権に関して議論を深める必要はあるが、今年度中に議論を深め、来年度からの実施がよい。

〔議場内設備について〕

- ・相当のお金が掛るため、今すぐに手掛けるよりも、庁舎の耐震化の方向を踏まえた上で考える必要がある。
- ・自席での答弁よりも、登壇しての答弁の方が傍聴者等も分かりやすい。登壇時間も数秒であるため、時間的なロスは少ない。
- ・現在のマイクでは、自席において発言者の声が聞こえにくい感じがする。

- ・スピーカからの声が議場内の特に後ろでは聞こえにくいので、スピーカーシステムだけを先に入れ替えてはどうか。

〔会派の定義について〕

- ・同一会派で異なる表決はおかしい。基本姿勢に沿った統一步調で臨むのが基本的には会派ではないか。
- ・意思を一つにして同じ結論を得られるように努力しているが、最終的な議決権を会議規則等の条項の中で拘束しているわけでもなく、最終的には議決権は個人にあると考える。
- ・検討課題として位置づけられた大変重要で重い問題であるため、最重要課題として扱う必要がある。

(2) 第3回特別委員会

平成24年7月13日に第3回特別委員会を開催し、第2回特別委員会で議論された内容の確定事項や経過等の確認が行われました。

また、当面の検討課題（追加分）について並びに反問権の運用についての協議、検討が行われました。

〔ホームページ上の研修・視察結果の公表対象について〕

- ・各常任委員会、議会運営委員会、政務調査費を使用する会派の視察について、視察結果をホームページ上で公表することになっているが、個人の視察についても公開するのかどうかについては、そこまでの必要性はないのではないか。
- ・当面は、各常任委員会、議会運営委員会、政務調査費を使用する会派の視察の3つについて公表することでよいと思う。しかし、政務調査費を使う個人の視察については、原則公金を使っているから公開したほうがよいと思う。
- ・個人の視察まで掲載すると、個人のPRになるおそれがあるので、個人の視察については必要ない。

〔反問権の運用について〕

- ・反問権の回数については定めなくてもいいのではないか。反問に要する時間を持ち時間に含むことについては、質問時間が少なくなるので、何らかの制限をする必要がある。
- ・反問する時間はそれほどの時間ではなく、持ち時間に含んでもよいのではないか。
- ・よほど意に反することや感情的なもの以外は、ほとんどないと思う。他市の状況を見ても、質問の時間内でやっているため、あえて反問の時間をとらなくてもよい。
- ・答弁を求められていない者が反問を行う場合についても一定のルールが必要と思う。

以前、どこの市だったかは記憶していないが、一般質問の中で、部長が答弁でつまってしまい組織で上の副市長や市長が答弁していることがあった。

- ・事実かどうかを確認する意味で、副市長が反問権を使って演壇に立ったと思う。質問に対する反問なので、内容も限定されている。答弁をするのは部長とは限らないので、もし副市長や市長が確かめたいことがあれば、議長に求めて反問権を行使すればよい。

(3) 第4回特別委員会

平成24年8月8日に第4回特別委員会を開催し、第3回特別委員会で議論された内容の確定事項や経過等の確認が行われました。

また、反問権の運用、中期・長期的な検討課題、ホームページ上の研修・視察結果の公表対象、会派に所属する議員個人の議案採決に当たっての賛否について協議、検討が行われました。

〔反問権の運用について〕

- ・発言の持ち時間に含むか、含まないかという点については、含まないというふうにしてほしい。反問が多くなると必要な質問ができなくなるおそれがある。
- ・反問を行う時間も、質問の持ち時間に含まれることで構わない。持ち時間と別にしたほうがよいという話もあるが、反問したいそんなにあるものではない。

〔ホームページ上の研修・視察結果の公表対象について〕

- ・公金を使って視察をしているので、それを公表することは当然。すべてについて公表するのが筋ではないか。
- ・追加で行われた視察については、視察した議員の裁量に任せてもいいと思う。ただし、事務局を通じて実施した視察はすべて公表するほうがよい。
- ・公費なので見たものは公表するべきだと思うが、例えば予定していた視察案件のほかに近くの施設をバスで行って見ただけで報告書の作成が必要というのは難しい。行った議員の裁量に任せるべきだ。
- ・午前中と午後にも近くで視察を行ったのであれば報告書は別々に作ったほうがよい。大いにアピールすることが大事。
- ・1日目にA市、2日目にB市、3日目にC市の視察を予定し、B市とC市が近かった場合、2日目の午後の空き時間は何をしていたのかと指摘されかねない。その場合には、追加の視察も可とするべきであり、空き時間は、追加でここを視察したのだというように視察案件ごとに疑義を持たれないようにするべき。

〔会派に所属する議員個人の議案採決に当たっての賛否について〕

- ・いわゆる会派とは何かを考えたときに、結果として大事なものは採決であり、会派の

意味という点では同じ賛否がしかるべきである。そうでなければ会派を結成した意味がない。

- ・ 議会は議決機関で、議決機関内での会派であるので、最終的な議決の際は、賛否表明は同じにすべき。議会運営に関する議決の際は、賛否が違ってはならないし、万一同じにできないにしても同じになるよう努力するのが基本。
- ・ 政党という形であれば、その政党内の中で採決を拘束するというのがあるし、同じように会派として拘束するということはあり得るかも知れないが、最終的に政党からではなく個人で出ている議員として、議決の前段として基本は必ず一致に努めなければならないことは共有するが、最終的な判断は議員個人にあるべき。
- ・ 委員会でそうではなかったのに賛成してしまったり、反対してしまったりした場合、そういう場合には退席してその採決に加わらないというのはある。
- ・ 採決は、非常に重要で議員としての大事な役割であり、会派を組んでいる場合にはやはり何のために会派を組んでいるのかを考え、自分がそれに合わなければ退席するとかすればいいわけで、途中いろいろあっても会派として一番大事な採決を会派として表明することが大事。
- ・ 同じ会派で賛否がいつも分かれているということがこれからもあるかどうかかわからないが、その場合は会派としての体をなしていないというふうに見られても仕方ない。そういう場合には会派から自分が離脱していくことが本来は議員としての責任ある行動ではないか。議員の資質と見識と良識が問われるのではないか。

(4) 第5回特別委員会

平成24年8月22日に第5回特別委員会を開催しました。この会議では、中期・長期的な検討課題に関する項目の整理等及び会派に所属する議員個人の議案採決に当たった賛否について、重ねて意見交換が行われました。

〔本特別委員会の当面の中期・長期的な検討課題について〕

- ・ 一般質問の1回目の質問から一問一答方式でできるように早期に検討したほうがよい。
- ・ 本会議に代表質問制度の導入を研究、検討する余地がある。
- ・ 執行部の自席へのマイクの設置は、中期的として、早めに考えるべき。
- ・ 議案に対する質疑の際にも一問一答方式で実施したらどうか。
- ・ 一般質問の一問一答方式での質問の際、議員の頭が傍聴席に向いてしまうので、対面方式で行うことを検討する必要がある。
- ・ 中・長期というのが5年又は10年先の設定であることはあまりにも長い。現在の議員の任期中に解決できるものを論議してくことで分けてはどうか。
- ・ 議案に対する質疑と反問権については、来年6月から決めているので、進めていく

必要があるが、質問席の机の下の脚を除去することは、すぐにでもできる。

- ・ 政務調査費の金額だけでなく、あり方も含めて検討する必要がある。
- ・ 請願は、市民の基本的な権利で重要な直接請求権的なものなので、本会議で質疑できるようにすることは非常に重要である。
- ・ すぐに取りかかれる改革については、スピード感を持って進めるべきであり、議会の基本的な部分については、じっくり話し合っていくべき。
- ・ 現在挙げられている中・長期的に検討する内容は、時間をかけて議論する必要があるのか疑問に感じる。

〔会派に所属する議員個人の議案採決に当たっての賛否について〕

- ・ 原則は、会派内での協議でまとめる。どうしてもまとまらない場合には、退席するのが筋である。
- ・ 他市の例にあるように、原則会派内で協議をし、統一させる。まとまらない場合は退席をする方向で考える必要がある。
- ・ 基本的には会派として意見の一致を目指す。他市をみても賛否が分かれることはある。

最終的な表決の権利は個人にあり、議会としてしばってしまうのは、表決する権利を狭めてしまうおそれがあるので、議会としてしばってしまうのではなく、会派の中のルールとして留めておくべきではないか。

- ・ 会派の意味から考えても、基本的には統一した採決で臨むべき。
- ・ 会派を組むのは、自分の考えが合うから会派を組むのであって、協議して会派の中でまとめないと会派を組んでいる意味がなくなる。
- ・ このまま議論して一定の方向性を出していこうとするのか。引き続き協議しても平行線になる可能性もあるので、ここで決めることができなければ、各派代表者会議や議会運営委員会などで決めるような方向性を出したほうがよい。

(5) 第6回特別委員会

平成24年9月18日に第6回特別委員会を開催しました。まず、本特別委員会の当面の検討課題として、現在の議員の任期中には実施できるよう検討を進める課題と、中期・長期的に協議を進めていくものとの項目の整理が行われました。

また、会派に所属する議員個人の議案採決に当たっての賛否については、各委員の意見が整理され、各派代表者会議の案件として協議、検討された結果、議長が提案した内容で9月定例会から進める旨の報告が行われました。

次に、地方自治法の一部改正等については、地方議会に直接かかわる事項の説明が行われ、特別委員会の今後の案件として協議、検討していくことが確認されました。

なお、議題とは別に、一般質問発言通告書の議員氏名の下に所属する会派名を入れてはどうかとの発言が委員からあり、協議の結果、12月定例会から一般質問発言通告書の議員氏名の下に所属する会派名を入れることでした承されました。

(6) 第7回特別委員会

平成24年11月27日に第7回特別委員会を開催しました。まず、地方議会制度、議会と長との関係等の改正を規定した地方自治法の一部を改正する法律が9月5日に公布され、また、一部が公布後6カ月以内の施行とされたことに伴い、議会の関係例規について、必要な見直しや改正が必要になりました。この改正内容等について議員間での共通認識を図るため、議員研修会を開催することが協議、検討され、議員研修会の開催を議長に申し入れることでした承されました。

次に、議場内設備について、質問席の机の下のしきり板の除去と傍聴者の転落防止を目的とした手すりの設置について報告が行われました。

また、市議会における災害発生時の対応要領等の作成を求める発言が委員からあり、特別委員会の協議事項として採り上げるべきかの方向性を各派代表者会議において調整していくことでした承されました。

(7) 第8回特別委員会

平成24年12月11日に第8回特別委員会を開催しました。第7回特別委員会で議員研修会の開催に関しては議長に申し入れを行うとされ、さらに各派代表者会議において議論された結果、議員研修会は特別委員会において進めるよう調整されたことから、特別委員会において議員研修会の運営方法等について協議、検討が行われました。

また、市議会における災害発生時の対応要領の作成に関しても、各派代表者会議で了承され、特別委員会で検討していくこととなり、埼玉県内の先進的な自治体の状況について説明が行われました。

(8) 議員研修会

平成24年12月13日、「地方自治法の一部改正等について」、議員間において共通認識を図るため、全国市議会議長会職員を講師に招き、「議員研修会」を開催しました。

(9) 第9回特別委員会

平成24年12月20日に第9回特別委員会を開催しました。この会議では、地方自治法の一部改正等についての概要、関係する市の例規、市議会として検討及び調整を必要とする事項についての協議、検討が行われました。なお、内容については、一度各会派に持ち帰り、会派内での議論をまとめた上で次回の会議で協議することとなりました。

また、春日部市議会における災害発生時の対応要領（案）、大規模災害発生時の春日部市議会議員の行動マニュアル（案）、春日部市議会災害発生時の対応要領に基づく議会、議員の対応（フロー案）についても協議、検討が行われ、同じく会派内での議論をまとめた上で協議を進めることになりました。

(10) 第10回特別委員会

平成25年1月11日に第10回特別委員会を開催しました。この会議では、地方自治法の一部改正等について、5項目に関して各会派の意見を確認し、協議、検討が行われました。

次に、通年会期の導入では、今回の地方自治法改正のタイミングに合わせることを見送り、本特別委員会の懸案事項の一つとして、引き続き協議、検討を行うことでも承されました。

次に、議員の常任委員への就任では、一議員、一常任委員に就任することで意見がまとまり、本会議への「公聴会」、「参考人」制度の導入では、当該案件を各会派に持ち帰りの上、再度協議、検討することになりました。

また、政務活動費の経費の範囲、政務活動費の透明性の確保の方策についても引き続き協議、検討を行うことになりました。

〔通年会期の導入について〕

- ・通年会期は今のところ導入しない。特別委員会で充分検討してから導入の是非を考える必要がある。
- ・すぐに導入の必要はない。今後導入する場合でも、会期を1年間とし、現行制度の中で事実上の通年会期を採る四日市市のような形が望ましい。

〔常任委員への就任について〕

- ・これまで通り、議員はいずれかの常任委員に就任する一議員、一常任委員という形が良い。
- ・議長、副議長、監査委員などは、公平性の観点から常任委員に就任しない形もあるのではないか。

〔本会議への「公聴会」、「参考人」制度の導入について〕

- ・委員会だけでなく、本会議でも必要に応じて行えるよう導入すべきである。

- ・本会議への導入をする必要はない。
- ・それぞれの議員の主体的な考えがあるので一度会派に持ち帰って検討したい。

〔政務活動費の経費の範囲について〕

- ・地方自治法の改正によって項目の改正を行うのであれば、「要請・陳情活動費」のみを加える程度に留め、広報費や人件費などは、今後時間をかけて協議、検討をしていくべきであり、政務活動費の額の増減も含めた議論が必要である。
- ・政務活動費は今までよりもふやしていったらどうか。広報費などを拡大していきたい。
- ・「要請・陳情活動費」をプラスすることでよいと思う。政党活動との関係もあり、よく検討しなければならない。
- ・「政務活動費」の使途基準は、方向性として拡大する方向で改正するべきである。「広報・広聴費」として、議会活動、市の政策を住民に報告するために要する経費、市政及び会派の政策等に対する要望や意見を吸収するために行う会議の経費についても、会派又は個人での使用を認める方向にしてもらいたい。
- ・あえて「要請・陳情活動費」を入れなくていいとも思うが、今までのプラスアルファということを考えれば、「要請・陳情活動費」を加える方向でよい。
- ・政務活動費は他市と比較して非常に低いという現実がある。議員活動や会派の活動を活発化していくという今後の視点を考えると、当面はこれでいいとしても、金額については前向きに考えたほうがいい。

〔政務活動費の透明性の確保のための方策について〕

- ・領収書等の添付のほかに、透明性の確保を図るため、ホームページや議会だよりへの掲載などが考えられるので、他市の状況を検証して対応していく必要がある。
- ・透明性を確保する方策として、ホームページで公開していくべきではないか。
- ・ホームページでの公開が最初と考える。

(11) 第 1 1 回特別委員会

平成25年1月18日に第11回特別委員会を開催しました。この会議では、前回の会議で各会派に持ち帰りとなっていた本会議への「公聴会」、「参考人」制度の導入に関して、意見交換が行われ、全会派一致で本会議に導入する方向となりました。

次に、政務活動費の経費の範囲及び地方自治法の一部改正に伴う五つの関係例規の改正についての説明がありました。この関係例規は各会派に持ち帰りの上、次の会議で意見をとりまとめることになりました。

次に、春日部市議会における災害発生時の対応要領（案）等に関する意見の交換が行われました。なお、意見のとりまとめは次の会議に持ち越されました。

〔政務活動費の経費の範囲について〕

- ・景気の悪い時期に政務活動費を上げることは難しいが、議員の活動を活発化させるためには、費用的にも必要になる。項目をふやすときに額の変更も考えられるのではないか。
- ・議員の活動を保障するという点でも、引き続き、金額や内容等について1年程度検討してみてもどうか。
- ・議員活動がより活発なものになるよう用途の項目はすべて加えたほうがよい。
- ・時間的な制約もあるので、まずは「要請・陳情活動費」からとして、金額や項目をふやすことなどは、今後、議論をしていったほうがよい。

〔春日部市議会における災害発生時の対応要領（案）等について〕

- ・災害発生時なので、緊急に議論を行ったり、議員として行うことを明確に入れておいたほうがいいのではないかと。
- ・緊急時には支援本部に連絡するだけでなく、市の対策本部に直接連絡することも必要になってくるのではないかと。
- ・地域での支援活動から離れることができない場合なども十分に考えられるため、招集があった場合、義務として集まることになるのか、招集しても集まることができなかつたらどうなるのかの心配がある。

(12) 第12回特別委員会

平成25年1月25日に第12回特別委員会を開催しました。この会議では、政務活動費の経費の範囲において、従来からの項目に「要請・陳情活動費」のみを加えることで意見がまとまりました。

なお、その他の項目については、用途基準及び金額も含めて、今後の検討課題として、協議を続けていくことが望ましいとの意見が出されました。

次に、地方自治法の一部改正等に関係する例規の改正では、「春日部市議会基本条例の一部を改正する条例（案）について」、「春日部市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）について」、「春日部市議会会議規則の一部を改正する規則（案）について」、「春日部市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（案）について」、「春日部市議会政務調査費の交付に関する規則の一部を改正する規則（案）について」の5つの例規について、特別委員会です承されました。

また、「春日部市議会における災害発生時の対応要領（案）等について」も了承され、議長に報告することとしました。

(13) 第13回特別委員会

平成25年1月31日に第13回特別委員会を開催しました。この会議では、地方自治法の一部改正に伴う関係例規の改正について、改めて最終的な条文の改正箇所を比較した新旧対照表を各委員に配付しました。

また、「春日部市議会政務調査費の交付に関する条例・同規則の改正に伴う『使徒基準』（支出できないもの）に係る申し合わせ（案）」として、改正前の「支出できないもの」については、改正後の運用においても「支出できないもの」として取り扱う旨の確認が行われました。

なお、この申し合わせについては、各派代表者会議で協議していくことで了承されました。

(14) 第14回特別委員会

平成25年2月12日に第14回特別委員会を開催しました。この会議では、特別委員会で協議、検討する事項が改めて整理され、今後に向けてのスケジュール（案）が示されました。このスケジュール（案）の中で、一問一答方式の議案質疑への導入や反問権の導入は、平成25年度内に試行を経ながら進めていくことで確認が行われ、さらに政務活動費の透明性の確保や本会議への「公聴会」、「参考人」制度の導入についても当面の検討課題として取り組むことが確認されました。

なお、政務活動費の使途基準や金額等についての協議、検討を行うのか否か、また、協議、検討を行うとした場合、本特別委員会で行うのかどうか、各派代表者会議で調整していくことで了承されました。

(15) 第15回特別委員会

〔政務活動費（調査費）の取り扱いについて〕

平成25年2月26日に第15回特別委員会を開催しました。まず、政務活動費（調査費）の取り扱いについては、2月13日に行われた各派代表者会議において協議・調整が行われ、政務活動費の項目、額、内容等を特別委員会で協議・検討していくことで了承された旨の報告が行われました。

〔政務活動費（調査費）の額に関する春日部市特別職報酬等審議会のかかわりについて〕

次に、政務活動費（調査費）の額に関する春日部市特別職報酬等審議会のかかわりについては、仮に政務活動費（調査費）の額の変更に関して何らかの判断が必要な場合は、第三者機関である春日部市特別職報酬等審議会に諮り、その意見を踏まえていくことで

確認がされました。

また、そのほかとして、議案質疑への一問一答方式の導入について、時期尚早との意見が出され、質疑の在り方について改めて協議を行うことで了承されました。

(16) 第16回特別委員会

〔一問一答方式の議案質疑への導入について〕

平成25年3月11日に第16回特別委員会を開催しました。この特別委員会では、一問一答方式の議案質疑への導入に関して、現段階での意見交換が行われました。

- ・1年前から検討を続けており、今年6月から議案質疑への導入や反問権も導入しようという流れもある。一般質問における一問一答方式も慣れてきて、わかりやすい質問になっているので予定どおり導入すべきである。
- ・議案質疑に対して一問一答方式を導入することに異議はないが、一問一答方式を導入するのであれば、代表質問制度を採り入れるなど十分に検討してから導入したほうがよい。

(17) 第17回特別委員会

〔一問一答方式の議案質疑への導入及び反問権の導入について〕

平成25年4月4日に第17回特別委員会を開催しました。まず、一問一答方式の議案質疑への導入及び反問権の導入については、一問一答方式の議案質疑への導入と議案質疑への反問権の導入の二つに分けて進めていくことで整理がされ、反問権の導入については、反問やその答弁に要する時間をどのように扱うのかのみに限定して協議を行うことで了承されました。

〔本特別委員会において今後調査する事項等（案）について〕

次に、特別委員会で今後調査する事項等（案）についての確認が行われました。特別委員会において今後協議・検討を行う際の参考にするため、埼玉県内人口20万人以上の市及び関東地方の特例市に必要な調査項目を照会するにあたり、調査内容の追加等について協議が行われました。

〔政務活動費の検討スケジュール（案）について〕

次に、政務活動費の検討スケジュール（案）については、政務活動費の額の見直し等を進めた場合の春日部市特別職報酬等審議会への諮問に関するスケジュールの確認が行われました。

また、そのほかとして、議案に対する討論に時間的制限がないこと及び同じ会派の複数議員による討論に関して意見が出され、研究課題とすることで了承されました。

(18) 第18回特別委員会

〔一問一答方式の議案質疑への導入について〕

平成25年5月20日に第18回特別委員会を開催しました。まず、一問一答方式の議案質疑への導入については、改めて特別委員会で協議、検討を行うものとして確認がされました。

〔反問権の導入について〕

次に、反問権の導入について、現段階での意見が交換されました。また、この件については、各会派に持ち帰りの上、各会派の意見を集約していただくことで了承されました。

- ・質問する議員には、ある意味権利として時間が与えられているわけですが、そこに反問が入ってくると時間が削られることになる。基本的には含めないほうが良い。また、反問があった場合は、10分延長するなど、少し延ばすという方法も考えられるのではないか。
- ・質問に対して答弁側が反問する場合は、質問の意味がわからない場合が想定されることから、質問の意味がしっかりと伝わるよう行えば必要がないことなので、質問時間に当然含めるべきではないか。

〔調査事項の集計結果について〕

次に、調査事項の集計結果については、資料として取りまとめられ、今後の協議、検討の際の資料として活用していくことが確認されました。

〔政務活動費の使途基準等について〕

次に、政務活動費の使途基準等については、政務活動費の額、項目、内容等について、各会派に持ち帰りの上、各会派の意見を集約していただくことで了承されました。

〔政務活動費の公表方法等について〕

次に、政務活動費の公表方法等については、ホームページや議会だよりでの公表において、特別委員会では公開する内容までを協議し、公開にあたっての書式等については、広報広聴委員会に協議を依頼することで確認されました。なお、詳細については、各会派に持ち帰りの上、各会派の意見を集約していただくことで了承されました。

〔議員定数について〕

次に、議員定数については、平成26年4月に予定されている市議会議員選挙を見据えて、現在の議員定数について特別委員会で議論していくことが確認されました。

〔本会議における討論の制限時間等について〕

次に、本会議における討論の制限時間等については、現段階での意見が交換されました。また、この件については、各会派に持ち帰りの上、各会派の意見を集約していただくことで了承されました。

- ・議会は、審議をする場であり、賛成、反対の立場で討論を行い審議を深めるという意味で討論は大事なものである。節度を持ちながら審議を深めるためにも、制限をする

ことはよくない。

- ・ 討論などで、「会派を代表して討論いたします。」と発言がある。そういった場合、一会派1人であるべきである。再度、会派を代表して討論することはおかしい。

〔中間報告書（案）について〕

そのほか、中間報告書（案）については、正副委員長作成の（案）が提示され、第18回特別委員会の内容も含めて報告することです承されました。

〔議場内スピーカーシステムの修繕について〕

また、議場内スピーカーシステムの修繕については、議場内の発言内容を聴き取りやすくするために行ったスピーカーシステムの修繕完了の報告が行われました。

(19) 第19回特別委員会

平成25年6月11日に第19回特別委員会を開催しました。まず、議員定数については、埼玉県内人口20万以上の市及び関東圏特例市等の状況を調査した参考資料が配付されました。なお、委員から配付された資料を会派に持ち帰り検討したいとの発言があったことから、会派内での意見を集約した上で改めて協議を進めることになりました。

また、ホームページの運用にかかる政務活動費の活用状況、調査結果についても、埼玉県内人口20万以上の市及び関東圏特例市等の状況を調査した参考資料が配付され、会派内での意見を集約した上で改めて協議を進めることになりました。

(20) 特別委員会（請願第6号の審査）

平成25年6月3日、平成25年6月定例会において当委員会に付託された請願第6号「春日部市議会議場に国旗・市旗を掲揚することについての請願」について審査を行うため特別委員会を開催しました。

会議では、請願第6号の審査について質疑及び討論・採決が行われ、採決の結果、賛成多数で採択となりました。

(21) 第20回特別委員会

平成25年6月26日に第20回特別委員会を開催しました。この特別委員会では、第18回特別委員会及び第19回特別委員会において、各会派の意見を集約してきていた審議事項に関する報告と報告に基づく意見交換が行われました。なお、それぞれの審議事項に関してさまざまな意見が出たことから、出された意見を踏まえ、改めて各会派で検討することになりました。

〔反問権の導入について〕

（導入する。反問する時間や答弁する時間も持ち時間60分に含める）

- ・反問は、質問の内容によって出てくるので、質問のやり方にもよる。当然、時間内に入れるべき。
- ・良識の範囲内だからこそ、持ち時間60分の質問の中でしっかりとおさめるべき。
- ・議長には議事整理権がある。質問の仕方、わかりにくい質問をしなければ、恐らく反問は起こらない。質問者が反問されるのは質問者の自己責任だから、時間内に入れるべき。
- ・反問はそれほど時間が掛からないと思う。一応、質問時間は60分と決めているので、やってみてまた考えてみるのはどうか。
- ・視察したところでも時間に含めていた。「反問は、質問議員に対しての疑義をたずすものであり、執行部側の私見や意見を述べることはできない。」と書いてある。また、「議員の品位をおとしめたり、議員の見識を疑うような発言はしてはならない」と書いてあるので、時間内でも、良識的にできる範囲だと思う。
- ・質問する側と答弁する側が見識と良識を持った質問、答弁をするのかどうか。多くの市民も見ており、監視の目がある中できちんに行われれば、時間はそんなに問題ではない。
- ・反問権を入れることにより、質問の内容が整理されていく。精査された質問で答弁していく。時間を延ばせばよい問題ではない。60分内で整理して質問を行い、答弁を受ける。これが一番よいルールであるし、よい方法。長引かせることは余りよくない。

（導入する。反問する時間や答弁する時間は持ち時間60分に含めない）

- ・前回の一般質問の市長の答弁の中で、かなり時間を使った答弁があった。そういうことに反問権を行使されると、時間が相当使われるので、持ち時間には含めない。
- ・質問は、議員の権利であり、権利の制限にならない方向として反問の時間は別にとるのがよい。
- ・議事整理権は議長にあるが、一定のルールは決めておくべき。実際には、いろいろなケースが出てくると思うので、あらゆるケースに対応できるルールは必要である。良識の範囲内で行うとは思いますが、万が一も考えて、反問する時間は別にすべき。
- ・導入には賛成。導入した場合、反問する時間は含まずに行うのがよい。回数も制限もしない。反問を乱発する場合は、議長が整理して円滑な進行に努める。
- ・良識の範囲内で行うのが基本。基本的に質問時間は我々議員に与えられた時間であり、反問はイレギュラーな部分で行われるもので、質問の時間を削ってまで行うものではない。イレギュラーな部分として、時間も回数も特に制限することなく使える形にしておく。良識の範囲内であれば、乱発することはなく、仮に乱発する場合

であっても、議長が整理をすればよく、質問時間を制限するのはよくない。

- ・基本的には、質問時間を確保していきたい。議長が采配で整理をしていく。その範囲内でうまく整理できるのであれば、少し柔軟に考える必要もある。

〔政務活動費の使途基準等について〕

- ・使途基準については、広報費を含める。
- ・広報広聴費と、通信費を入れてみるのはどうか。
- ・広報費を入れたほうがよい。議会報告やホームページで使えるようにすべき。
- ・広報広聴費、研修費を入れたほうがよい。

〔政務活動費の公表方法等について〕

（ホームページと議会だよりで公表していく）

- ・ホームページに加え、議会だよりにも政務活動費の報告を載せるのは大いに賛成である。

（ホームページで公表していく）

- ・議会だよりは紙面の関係があり、今でもある程度制約されている。一般質問における質問と答弁は多くの市民に知ってもらう必要がある。議会だよりに公表することによって、削られることは、いかがなものか。議会だよりの紙面に問題がなければよいが。
- ・政務活動費を公表するのであれば、会派ごとにどのように使ったのかをきちんと載せるべき。

〔議員定数について〕

- ・議員定数の検討については、諮問機関を設置する方法、参考人招致ではないが、外部からの意見を聴取する方法、議員だけで話し合っただけの方法の3点が考えられるのではないか。
- ・どういう人に諮問をするのか、参考人にどういった人を選ぶのかによっても大きく変わるので、その辺は難しい。いずれにしても、大いに議論をしていく必要がある。
- ・議員定数を削減する方向性についての異議はないが、定数だけを取り出して議論するのはいかがなものかと考えている。議員は、市民にとってどうあるべきなのかということや議員の責務、仕事・活動に対しての議員の報酬、地域の住民の声を十分に反映させるために必要な定数、この3点をセットにして議論をしていく必要がある。

〔本会議における討論の制限時間等について〕

（討論は、1議案に対して1会派1討論で行っていくべき。制限時間については、節度ある時間で行っていくべき）

- ・討論は採択する際意思表示。通告制であろうが、通告制でなかろうが採択に対しての意思表示であるため、会派内で意思が割れないようにすべき。通告制である

うが、挙手制であろうが、1議案に対して1会派1人で討論を行ったほうがよい。
(討論は、1議案に対して1人10分を目安に行う)

(発言通告制の討論は、1会派1人。挙手による討論は、原則は1人であるが、2人以上にも許可するのがよい。制限時間は、節度をもった時間とし、何分という制限は行わない)

- ・ 通告制でない場合も、概ね議案の内容はわかっている、それに対して会派で十分に検討をした上で討論に臨むが、実際の討論において、新たな問題に対して反論をしなければならない場合、あらかじめ用意していたもの以外に発言を行いたくなる場合も出てくる。そういう点では、原則1会派1人であっても、例外を認める方向で調整をお願いしたい。
- ・ 他の人が補足する討論をせざるを得ない状況もある。

[ホームページの運用にかかる政務活動費の活用について]

- ・ ホームページは、政党色が強くなったり、個人的なことになったりと制限が効かなくなる。また、バナーを貼ったりするとそこから波及することもあるので、今後調査することとして、運用についても協議していくべき。
- ・ ホームページの活用は認めるべき。政党色が出てしまうことが懸念されるが、あくまでも議会の報告のために行う。あるいは、市民からの意見を集めるためにホームページの活用を行うことで、政党とか、選挙とか、そういうものには関わらないものに限った運用とする。
- ・ ホームページに政務活動費を使うことは特段問題ない。ただし、他の議会では、ブログなどで会派のページを作り、無料で使えるものを使い工夫をしている。無料で使えるものもあるので、ホームページに政務活動費を使うことをだめとは言わないが、できる限り税金である政務活動費を使わない工夫をしていきたい。
- ・ もう少し研究をしてからでないと、方向性が間違ってしまう恐れがある。もう少し研究を行ってみてはどうか。

(22) 第21回特別委員会

平成25年7月16日に第21回特別委員会を開催しました。まず、反問権の導入については、議会基本条例の制定に際し作成された反問権の運用についてのルールを基に、反問に要する時間を持ち時間60分に含めて導入することで了承されました。また、反問権は議案質疑及び一般質問に導入することとし、早ければ9月定例会から導入することでスケジュールを検討することになりました。

次に、政務活動費の使途基準等について、新たに広報費の項目を設定することで、意見が集約されましたが、広聴費を別枠として設定するのか、広報広聴費として設定した

ほうがいいのか、通信費や研修費といった項目も新たに設定するのかについて、今後も協議、検討を行っていくことになりました。

次に、政務活動費の公表方法等については、ホームページ及び議会だよりに掲載した場合のレイアウトの研究を広報広聴委員会にお願いすることとし、広報広聴委員会での研究結果の報告及び政務活動費の使途基準等の設定が明確になった後に、具体的な公表を行っていくことを今後の検討課題としました。

次に、議員定数については、必要な議員の人数について議論を重ね、議員間で共通認識を持つことが重要との意見で一致し、時間的な制約がある中で十分な議論を進めていくこととされました。

次に、本会議における討論の制限時間等については、1議案に対して1会派1人、制限時間は設けないものとして、9月定例会から適用することです承されました。

次に、ホームページの運用にかかる政務活動費の活用については、政務活動費の条例上の項目や内容、使途基準の設定との関連もあることから、全体の調整を図った「政務活動費の手引書（案）」の作成が議長に一任され、この手引書（案）を基に協議、検討を進めることとされました。

(23) 第22回特別委員会

平成25年8月9日に第22回特別委員会を開催しました。まず、反問権の導入については、議事進行例の資料をもとに反問権を行使する場合の具体的方法の確認が行われました。反問と答弁が混在することのないよう必ず議長の許可を得ることの確認が行われ、9月定例会から本格実施とすることの議長への報告後、各派代表者会議及び議会運営委員会にそれぞれ報告することです承されました。

次に、政務活動費の項目及び内容等については、前回の会議で広報費を新たな項目として設定することです承されていた件に加えて協議を行ったもので、広聴費についても別に設定するのか、もしくは広報広聴費として設定するのか、また、研修費も新たな項目として設定することが必要かについて協議、検討が行われました。各会派からの意見では、市民から見てわかりやすくするために、広報費のほかに広聴費も分けて設定し、研修費についても新たに設定する必要があるとの意見が多く、広報費と広聴費を分けずに広報広聴費として設定するほうがよいとする意見の会派は、広報費と広聴費を分けて設定することに同意できるか再検討のため、各会派の意見を持ち帰ることになりました。

次に、議員定数については、具体的な議員定数及びその根拠の報告が行われました。各会派からの議員定数に関する具体的な数字の報告は、今回がはじめてになることから、この会議では、意見交換に留め、会派ごとに出された意見を持ち帰り、定数の根拠をより具体的に示すことができるよう検討してくることになりました。

次に、中間報告書（案）については、配付資料を確認の上、修正の必要な箇所があれば、正副委員長等に後日報告し、修正等を検討することで了承されました。

〔議員定数について〕

- ・委員長採決のない委員会運営が行えるように考えると1委員会8人。4つの常任委員会があることから、4×8で32人。定数でいえば現状の人数が適しているのではないか。
- ・久喜市で34人の定数を今年の3月議会で30人にしたようです。市民の方々はそういったものを一つの基準として考えると思われることから、考慮する必要がある。
- ・合併時に旧春日部市30人、旧庄和町で22人、計52人であった定数が、合併後に36人、さらに前回の選挙で32人になっています。合併時と比べると20人少なくなっており、合併してまだ2期目ですので、あと2回から3回はこの人数でどうか。4委員会8人ずつでバランスもよく、今までの経過からも32人がよい。
- ・定数は30人。根拠については常任委員会方式で、委員会所属は7人、4×7で28人。議長と監査委員は委員会に所属しないものとして、総数として30人。議会として十分議論ができる環境と市民の皆さんの多様な声も反映しなくてはならないため、ある程度人数を確保する必要がある。
- ・委員会を基軸に議員定数を考える必要がある。また、議会報告会を行う中で委員長のウエイトは大きくなってきている。委員長権限をふやし、委員長が采配を振れる状況をつくったほうがより活発な議論が行われると考え、1委員会7人、4委員会あるので28人。議長と監査委員を独立させて30人がよいのではないか。
- ・議員定数はずっと減らしてきているので、あと1期、2期は現状の定数で続けたほうがよいのではないか。1委員会8人で、委員長の採決は行わずに済むような形が望ましい。

(24) 第23回特別委員会

平成25年9月3日に第23回特別委員会を開催しました。まず、政務活動費の項目及び内容等については、前回の会議で持ち帰りとなっていた、広報費、広聴費を別々に新たな項目として設定するのか、広報広聴費として設定するかについて意見が出され、最終的に全会派一致で広報費及び広聴費を新たな項目として設定していくことで一致し、研修費と併せて3つの項目を新たに設定することになりました。

次に、政務活動費の額については、まず改正を行う必要があるかどうかについて意見交換が行われ、額に関しては増額の方角で意見が一致しました。

次に、政務活動費の手引書（案）については、協議・検討を行う上での原案として委員に配付されました。この手引書（案）については、今後の会議において協議していく

こととし、会派ごとに持ち帰りの上、数回に分けて協議を進めていくことが確認されました。

次に、議員定数については、協議にあたっての視点やポイントの整理として意見交換が行われました。

次に、政務活動費の公表方法等については、広報広聴委員会での検討結果について報告が行われました。使途項目が新たに加えられることや使途基準等を定めた手引書の作成が協議されている途中であることから、平成25年度におけるホームページや議会だよりへの掲載は行わないこととされました。

次に、議会基本条例を学習する会への講師依頼については、市民団体から議会基本条例に関する市民との関わり等の説明依頼があったもので、講師派遣の承諾の有無と派遣する委員の選考について協議が行われました。派遣の承諾に関して、当該団体の活動状況等を把握する必要があるとのことから、団体の活動等の確認を行い、次回の会議において改めて協議することとなりました。

〔政務活動費の額について〕

- ・額の方向性としては、増額が好ましいのではないかな。
- ・どの程度を必要経費としているのかを把握することが先になる。必要な部分は増額の方向でいい。
- ・現状でも少ないと感じている。新たな項目も設定されるので基本的に増額で考えている。
- ・項目が増えるので必然的に増額と考えている。
- ・具体的には、越谷市や草加市を勘案して最低でも5万程度は必要ではないだろうか。
- ・月額で4万円から5万円くらいがいいのではないかな。

〔議員定数について〕

- ・24万市民の声を市政に反映させるにふさわしい議員の定数があると思う。地域の代表としての議員の役割、監視機能の強化・充実、政策形成能力を向上させるためにも一定の人数は必要。
- ・合併から一定期間経過した中で議員の役割が強まってくる。議会改革を進めるために議員の役割も重要になっている。
- ・定数を減らすと個々の議員の負担も多くなり、住民の意見も反映されにくくなることが懸念される。
- ・委員会構成から考えると4委員会、各委員会8名がバランスもいいのではないかな。
- ・同規模の市と比べても概ね同数であり、議会の機能として真に必要な数、真に24万市民の声を反映し、監視機能も担保されなければならない。
- ・市の経済を発展させるためには議論の場として現行の定数がいい。

(25) 第24回特別委員会

平成25年9月11日に第24回特別委員会を開催しました。まず、政務活動費の額については、額を上げる方向で結論付けた旨を各派代表者会議に報告しましたが、協議において触れられていない部分があるとして、再度の意見交換を求められたことから、改めて協議を深めることになりました。なお、審議の結果、全会派一致で特別職報酬等審議会への諮問を市長に依頼することで決まりました。

次に、議会基本条例を学習する会への講師依頼については、市民団体の活動状況の報告が行われ、講師派遣を行うことが決定しました。なお、講師は、元議会基本条例策定特別委員長で、現在、広報広聴委員長を務める議員が行うことに決まりました。

〔政務活動費の額について〕

- ・他市と比べても額が低い。審議会で附帯意見が付くことも考えられるが、委員会で決定しているので進めるべきだ。
- ・審議会に諮ったときには、議会側として議会基本条例の理念に基づいて改革を進めるという意思を示していければいい。

(26) 第25回特別委員会

平成25年9月20日に第25回特別委員会を開催しました。まず、政務活動費の額については、前回の会議で増額する方向で全会派が一致したことから、具体的な額とその根拠について協議が行われました。なお、増額にあたってはその根拠を精査した上であと2回の会議で意見集約を図っていくことが確認されました。

次に、政務活動費の手引書（案）については、全議員に手引書（案）を配付し、各会派で議論をした上で、委員会で検討することが確認されました。

次に、議員定数については、具体的な人数とその根拠について協議が行われました。なお、定数は32人又は30人の意見に集約され、2つの意見を改めて各会派で検討することになりました。なお、次回の会議で結論付けることについて確認されました。

〔政務活動費の額について〕

- ・同じ特例市を勘案し、これからの議会活動に十分な額として5万円。
- ・草加市や越谷市と比較しても足りないくらいだが、5万円相当が妥当か。
- ・近隣市並みに5万円は必要。
- ・根拠がはっきりしていればいい。根拠から精査したい。

〔議員定数について〕

- ・定数は32人。4常任委員会にそれぞれ8名の委員を配属する。
- ・第一党が決めた定数に同意していきたい。
- ・常任委員会方式で4常任委員会それぞれ7名の委員を配属する。そのほか委員会に

所属しない議長及び監査委員の2人を含め全体で30人。

- ・我々は地域から出てきているが、市全体をしっかりと考えて議論をしていることから、地域の偏りを懸念する必要はない。

(27) 第26回特別委員会

平成25年10月4日に第26回特別委員会を開催しました。まず、政務活動費の額については、額の根拠について精査することを条件に概ね5万円の増額で意見が出されてきましたが、更に議論を深めるために協議が続けられました。なお、政務活動費に関する協議結果報告書構成（案）が委員に配付され、報告書の構成についても意見交換が行われました。

次に、議員定数については、前回の会議までに2つの意見に集約されていたことから、定数32人又は30人で協議が続けられました。また、同じく議員定数に関する協議結果報告書構成（案）が委員に配付されました。

次に、政務活動費の手引書（案）については、政務活動費の概要から政務活動費の取扱基準までの部分について質疑が行われました。

次に、議会基本条例を学習する会での結果については、講師として派遣された議員から当日の状況について報告がありました。

〔政務活動費の額について〕

- ・会派で会報を作成すると折り込み費用と印刷費込みで約60万円掛かる。年数回になるとそれなりの経費が掛かる。
- ・月額16,500円から5万円ということになれば3倍くらいになる。使い道をはっきりしておいたほうがいい。2万円という意見が会派で出ました。
- ・各経費を積み上げると年間60万円になる。月額5万円として増額をお願いしたい。
- ・会報の折り込み費用だけでも60万円になるので、やはり5万円くらいは考えたい。

〔議員定数について〕

- ・常任委員会に議長と監査委員を除くとの意見がありましたが、常任委員会での行政視察の機会がなくなり議会活動が制約されてしまう。
- ・合併時に52人から36人、その後32人になってからまだ1期だけなので、しばらくはこれで続けるべきではないか。
- ・住民の要望等を聴くには一定の人数が必要。議長も監査委員も議員の一人だから委員会の中に入ることが望ましい。
- ・議員定数と政務活動費をリンクさせるべきではないが、一方で金額を増やそうと考えているのに身を切らないのでは話が通らないのではないか。
- ・議長と議選の監査委員は、大事な議案を把握するため、一つの委員会だけではなく、

オブザーバー的にどの委員会にも出席できるというものもあってもいいのではないか。

(28) 第27回特別委員会

平成25年10月25日に第27回特別委員会を開催しました。まず、政務活動費の額については、増額する額について最終的な決定を行うことになっていましたが、増額ではなく現状維持との意見が出されたことから、この意見について各会派で改めて検討する必要が出たことにより、結論を次回の会議に持ち越すことになりました。

次に、議員定数については、各会派の意見の集約を図ってきましたが、一つの意見に集約することは難しく、また、議会運営上のルールに関しては、本特別委員会では全会派一致で進めてきた経緯もあるが、市民にも関係する市全体に関わる審議事項でもあるため、採決することもやむを得ないとの判断から、特別委員会での採決の結果、多数により定数を32人とすることが決まりました。

次に、政務活動費の手引書(案)については、政務活動費の使途基準から関係法令及び様式集に関しての質疑が行われ、引き続き調整を進めていくことになりました。

〔政務活動費の額について〕

- ・増額の方で話はしていましたが、政務活動費の項目が増える中で、金額について、もっと精査したほうがいだろうという意見や個人枠や会派枠の問題もあり、現時点では現状維持にするということで会派の意見がまとまった。
- ・試算で3万5千円や5万円とあったが、広報活動は自己負担で実施してきた経過もあるので、会派として月額5万円という意見でまとまった。
- ・3万5千円ならば根拠がしっかりとしている。ただし、議員定数と政務活動費とは関係ないものではあるが、政務活動費の額を上げることにより議員定数を削減するという考えならば額を上げる必要はない。
- ・地方自治法も改正され、議員活動を活発にとの趣旨でもある。広報や広聴の機能を強化し、政策の立案や提言、行動する議会を築くために増額し議会活動を活発化していきたい。
- ・地方自治法の改正で政務活動費が幅広く使えるようになっているので増やしていくのが普通だが、こういう社会経済の状態であれば何とも言いがたい部分はある。3万円から5万円に増額を考えている。
- ・できれば、現状維持で経過を見て、その後に額を決めていきたい。
- ・なぜ特別職報酬等審議会委員を募集した後にこのような話になるのか説明がほしい。
- ・何度となく額を上げられるものではなく、きちんと根拠付けを行う必要があることから、現状維持でしっかりと議論すべきという意見でまとまった。

- ・話も変わってきているので、本日中に結論を導くのは難しい。

〔議員定数について〕

- ・1委員会8人。24万市民の意見を市政に反映させるために必要なふさわしい議員定数として相応の人数が必要なことから、32人の定数のまま活動すべき。
- ・最大会派と同じ考えで32人がいい。
- ・定数は30人とし、欠員が出たときのことも深く議論しておいたほうがいい。
- ・市民の声を聴くと、近隣他市と比べても多いと言われている。政務活動費を上げても上げなくても定数30人がいい。その根拠としては1委員会7人とし、可否同数になった場合の委員長の権限をもっと強めたほうがいい。議長と議選の監査委員は大所高所からの指導ということで委員会には所属しないこととし、全体で30人がいい。

(29) 第28回特別委員会

平成25年11月1日に第28回特別委員会を開催しました。まず、政務活動費の額については、前回の会議で新たに現状維持との意見が出されたことから、最終的な結論を持ち越し、今回の会議で決めることになっていました。各会派からの意見の調整を図った結果、政務活動費の額については現状維持とし、改選後、引き続き額の引き上げについて協議を継続する方向で決定しました。なお、これまでの協議経過等をまとめた政務活動費の額に関する協議結果報告書（案）が配付され、最終結論部分は正副委員長に一任の形で委員会の報告書とすることに決定しました。また、正副委員長で最終調整された報告書は、市議会ホームページで公開することになりました。

次に、議員定数に関する協議結果報告書（案）については、これまでの経緯や委員会での協議結果をもとに最終的な報告書として配付されました。記載内容はすべて了承され、市議会ホームページで公開することになりました。

〔政務活動費の額について〕

- ・増額せず現状維持のまま。広報費、広聴費、研修費の項目は追加する。
- ・月額5万円が妥当。この時期を逃すといかがなものかとの話もあった。
- ・月額2万円との額を提示していたが、広報費、広聴費、研修費の項目を追加し、実際に行った上で不足するというのであれば増額する。現時点では現状維持にしたい。
- ・月額5万円に増額。市民の理解を得るという点では、透明性の確保ということで議論を進め、ホームページや議会だよりなどで公表する考えがあることも示しており、手引書についても示していくことになっている。しっかりとチェックできる体制も整えてきている。是非とも議会活動を活性化するために増額をお願いしたい。

- ・ 3万円として増額を考えている。

(30) 第29回特別委員会

平成25年11月20日に第29回特別委員会を開催しました。まず、政務活動費の使途項目に広報費、広聴費及び研修費を追加するため、春日部市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（案）について協議が行われました。支出に関する例に関して確認が行われ、条例（案）のとおり12月定例会の最終日に議員提出議案として上程する方向で了承されました。

次に、議会改革検討特別委員会中間報告書（案）については、記載内容の一部に関して表記上の協議が行われ、修正後の中間報告書（案）を12月定例会の開会日に報告することで了承されました。

(31) 第30回特別委員会

平成25年12月10日に第30回特別委員会を開催しました。この会議では、閉会中の特定事件についての審査が行われ、閉会中の特定事件の内容を議長に報告することで了承されました。

(32) 第31回特別委員会

平成26年1月17日に第31回特別委員会を開催しました。まず、政務活動費の手引書（案）では、市政報告会を行った場合の支出項目等についての最終確認が行われ、原案が了承されました。なお、この手引書は、各派代表者会議に報告の上、全議員に配付をすることになりました。

次に、委員長から災害発生時の対応要領の実効性をより一層高めて行くために、大規模災害を想定した議員参集図上訓練及びメール送信訓練の実施についてが提案されました。なお、提案された議員参集図上訓練及びメール送信訓練については、各会派に持ち帰りの上、次回の会議に意見を持ち寄ることで了承されました。

(33) 第32回特別委員会

平成26年1月29日に第32回特別委員会を開催しました。まず、大規模災害の発生を想定した議員参集図上訓練の実施については、概要説明が行われ、図上訓練の実施と回答票の提出が了承されました。

次に、メール送信訓練の実施についての概要説明が行われ、送信方法の詳細な確認が行われた後、各派代表者会議を経て実施することです承されました。

(34) 第33回特別委員会

平成26年2月21日に第33回特別委員会を開催しました。まず、3月11日に実施を予定している防災対策一斉訓練の概要及び進行（案）についての説明がありました。防災対策一斉訓練では、執行部と市議会が連携・協力し、災害対策本部や市議会災害対策支援本部の設置訓練が行われることから、特別委員会では、市議会が行う議員参集訓練及び災害対策支援本部設置訓練を主体とした訓練のタイムテーブル等が確認されました。

次に、2月17日までを提出期限として行われた大規模災害の発生を想定した議員参集図上訓練の実施結果についての報告が行われました。

(35) 第34回特別委員会

平成26年3月10日に第34回特別委員会を開催しました。この会議では、議会改革検討特別委員会がこれまで行ってきた調査や協議結果のまとめとして、報告書（案）が示され、審議の上、本特別委員会の最終的な報告書とすることです承されました。

4. まとめ

① 設置

議会改革検討特別委員会は、議会を活性化させる必要性があるとの認識のもと、春日部市議会基本条例第15条の規定により、自らの改革に不断に取り組むことを目的として、平成24年6月15日に議長発議により本会議の議決を経て設置されました。

当委員会は、各会派から選出された11人で構成され、設置以来34回の委員会を開催し、本市議会の議会改革について積極的に調査・協議を行ってきました。

② 調査・協議事項

ア. 新たな取り組み

調査・協議に当たっては、議会基本条例に規定する事項の検討を優先的課題として捉え、新たな取り組みとして一般質問への一問一答方式の導入、反問権の導入、議会報告会の開催、広報広聴委員会の設置等を行ってきました。また、開かれた議会の推進への取り組みとして、会議録（委員会等）の公開や研修・視察結果の公表について、様々な視点から検討・意見交換を行い取り組んできました。

イ. 議員定数

議員定数については、議会基本条例第16条第1号において「市民の意思等が反映されるよう不断の見直しを行うことを基本として定める」と規定されており、当委員会で協議・検討を進めました。このたびの当委員会における定数協議では様々な角度から検証を行った結果、平成26年5月の改選に当たっては改正を行わず、現状の「32人」を当委員会の結論とすることになりましたが、議員定数については、次期改選後においても継続的に検討が必要な課題であるとの認識のもと、新たな検討組織において取り組んでいくことを望むものです。

ウ. 政務活動費

政務活動費については、様々な視点からの検討・意見交換を踏まえ、最終的には増額改正を行わず、現状維持（月額16,500円）とする結論に至りました。また、使途項目については、平成26年4月から従来の6項目に「広報費」、「広聴費」及び「研修費」の3項目を追加する方向で調整されました。このため、この新たな使途項目を含めた中で運用を図り、その上で、次期改選後、新たな検討組織において平成26年9月末日を目途に、額を再度検証することとしました。

エ. 災害発生時への対応

東日本大震災を教訓に、地震等の災害発生時における市議会と議員の対応について明確にすべきとの認識のもと、当委員会において協議・検討を行い、災害発生時の対応をルール化した「春日部市議会における災害発生時の対応要領等」を策定しました。

本市に、地震等により大規模な災害が発生し、市に災害対策本部が設置された場合、これに協力・支援するため、市議会に「災害対策支援本部」を設置し、市対策本部と連携・協力を図り、被害の拡大防止と災害復旧等に寄与していくものです。

オ. その他

上記事項のほか、平成24年地方自治法の一部改正に伴う研修会の開催、各種例規改正への対応、政務活動費の手引書の作成等を進めてきました。

③終わりに

当委員会での概ね2年間にわたる調査・協議により、当市議会における議会改革については、一定の成果が得られたものと考えています。

市民に信頼され、活力にあふれた議会活動を推進していくためには、今後も継続的に議会改革に取り組み、執行機関の監視機能のほか政策形成など議会機能の充実・強化を図るとともに、広報広聴体制を充実し、これまで以上に市民参加を推進し、開かれた議会を築き上げていくことが必要不可欠であると考えています。

当委員会における本任期内の調査・協議の終了にあたり、今後においても市民に身近で開かれた議会を目指し、改選後、継続的に新たに設置される検討組織において、議会基本条例に基づく議会改革に向けた取り組みをさらに進めることにより、春日部市議会がより一層発展するよう期し、最終報告といたします。

各種報告書等

- ・春日部市議会議員定数に関する協議結果報告書・・・・・・・・・・ 39ページ
- ・春日部市議会政務活動費に関する協議結果報告書・・・・・・・・・・ 55ページ
- ・政務活動費の手引き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73ページ
- ・反問権の運用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 117ページ
- ・春日部市議会における災害発生時の対応要領・・・・・・・・・・ 123ページ
(大規模災害発生時の春日部市議会議員の行動マニュアル及び災害発生時の対応要領に基づく議会、議員の対応（フロー）を含む)

臺灣省教育廳

第一〇一〇〇號 國民小學教員待遇條例

中華民國二十九年一月一日公布

中華民國二十九年一月一日公布

中華民國二十九年一月一日公布

中華民國二十九年一月一日公布

中華民國二十九年一月一日公布

中華民國二十九年一月一日公布

春日部市議会

議員定数に関する協議結果報告書

平成25年11月

春日部市議会 議会改革検討特別委員会

— 目 次 —

1. はじめに	1
2. 議員定数の推移	1
3. 議員定数の協議の経過	2
4. 議員定数の協議のポイント及び各ポイントの検証・考察	
(1) 協議のポイント	3
(2) 各ポイントの検証・考察	3
5. 議員定数のまとめ	11
6. 新たな議員定数の今後の取扱い	11
参考資料	12

1. はじめに

春日部市議会では、市議会議員の改選（平成26年4月30日任期満了）を見据え、議会基本条例第16条の規定（議員定数は、市民の意思等が反映されるよう不断の見直しを行うをことを基本として定める。）を踏まえ、「議員定数」の検討が必要であるものと判断し、その検討・協議が「議会改革検討特別委員会」に付議された。

この決定を受け、平成25年5月から当委員会において議会基本条例の趣旨を念頭に協議・検討を行い、このたび、当委員会における協議が終了したので、協議の経過並びに結果をここに報告するものである。

2. 議員定数の推移

①本市議会における議員定数の推移

○～平成17年9月30日

…旧春日部市＝30人、旧庄和町＝22人

旧春日部市では、平成11年6月から議員定数をそれまでの「32人」を「30人」に改正し、議会運営を行ってきた経過がある。

なお、平成11年当時の旧春日部市の人口は約20万4千人。

また、旧庄和町では、平成10年10月から議員定数をそれまでの「26人」を「22人」に改正し、議会運営を行ってきた経過がある。

○平成17年10月1日～平成18年4月30日（合併時の在任特例期間）

…52人（旧春日部市＝30人、旧庄和町＝22人）

○平成18年5月1日～平成22年4月30日

…36人（合併協議で決定）

○平成22年5月1日～平成26年4月30日

…32人（平成21年12月定例会で条例改正＝4人減）

※平成25年10月末日現在の実数は29人（欠員3人）

②地方自治法上の議員定数について

議員定数は、従来は地方自治法において人口区分ごとに法定上限が規定され、各自治体はその範囲内で条例に規定していた。

なお、地方自治法の改正により、平成23年8月1日からこの法定上限は撤廃された。

※改正前の地方自治法では、本市議会の議員定数の上限は、38人（人口20万人以上30万人未満の市）とされていた。

※定数に関する現行規定

○地方自治法（第91条第1項）

市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

○春日部市議会の議員の定数を定める条例

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 91 条第 1 項の規定に基づき、春日部市議会の議員の定数は、32 人とする。

3. 議員定数の協議の経過

期 日	協 議 内 容	備 考
平成 25 年 5 月 20 日（月）	・ 議員定数について	
平成 25 年 6 月 11 日（火）	・ 議員定数について	
平成 25 年 6 月 26 日（水）	・ 議員定数について	
平成 25 年 7 月 16 日（火）	・ 議員定数について	
平成 25 年 8 月 9 日（金）	・ 議員定数について	
平成 25 年 9 月 3 日（火）	・ 議員定数について	
平成 25 年 9 月 20 日（金）	・ 議員定数について	
平成 25 年 10 月 4 日（金）	・ 議員定数について	
平成 25 年 10 月 25 日（金）	・ 議員定数について	
平成 25 年 11 月 1 日（金）	・ 議員定数について	

4. 議員定数の協議のポイント及び各ポイントの検証・考察

(1) 協議のポイント

議員定数については、しばしば金額面だけを捉えた議員定数削減が議論されるが、議員本来の役割である地域の代表として地元の声を市政に届けることや行政に対するチェック機能などを果たすために、現在の議員定数が適切かどうか検証する必要がある。

したがって、従来からのコスト削減を主とする行財政改革の視点だけではなく、議会基本条例前文に掲げたとおり、『地方公共団体の自主性及び自立性を高め、自らの判断と責任において行政運営を促進する地方分権改革が推進されるなか、市民にとって最も身近な議会の果たすべき役割は、これまでになく増大している』ことを念頭に、「24万市民の声を市政に反映させるにふさわしい議員定数」等についての視点（ポイント）が重要であると考え、協議・検討を行った。

なお、議員定数の協議のポイントは、以下のとおりである。

① 24万市民の声を市政に反映させるにふさわしい議員定数について

○地域代表としての議員の役割

○監視機能の強化・充実

○政策形成能力の向上

○委員会審査の充実

② これからの議員の役割について

○合併から一定期間が経過した中での議員の役割

○議会改革を進めるための議員の役割

③ 全国特例市、関東圏特例市及び埼玉県内同規模市・近隣市との比較

(2) 各ポイントの検証及び考察

① 24万市民の声を市政に反映させるにふさわしい議員定数について

○地域代表としての議員の役割

議会は、予算や決算、条例等の議案審査等を通じて市の進むべき方向性を決定する「意思決定機能」と執行機関をチェックするという「監視機能」を有してしている。

このような中、議員は、地域の代表として市政の課題や市民要望を的確に把握し、市政に反映させていくことが求められている。

このためには、市内の各地域かつ様々な属性の人から選出された議員が、それぞれの地域の代表であるとの認識のもと、議員同士が大いに議論し、合意形成を図っていくことが必要である。

そうしたことから、地域を代表し、市域の均衡ある発展を考慮した政策の形成を実現するためにも「一定程度の議員数が必要」であると考えられる。

○監視機能の強化・充実

地方分権の進展に伴い、地方自治体の役割がますます増大する中、議会は、二元代表制の一翼を担う機関として、住民の意思を的確に反映するとともに、効率的に市政運営が行われているかをチェックする「監視機能」の充実を図っていくことが強く求められている。

これに対応していくためには、議員が多角的な視点から議論し、合意形成を図っていくことが必要であり、このためには「一定程度の議員数が必要」であると考えられる。

○政策形成能力の向上

地方分権改革が進められ、地域の自主性・自立性を持って、自らの判断で地域の実情に沿った行政を行う中で、議会がその役割を果たしていくためには、議員により一層の政策形成能力の向上が求められる。

本市の議会基本条例では、前文や第4条（議会の活動原則）等において、「政策立案、政策提言について積極的に取り組んでいく」ことなどを規定しているが、議員同士が活発な議論を行い、相互に切磋琢磨し、政策を立案・提言し、市政に反映させていくためには、「一定程度の議員数が必要」であると考えられる。

○委員会審査の充実

本市議会では、平成21年12月定例会において議員定数を改正（4人削減）、平成22年5月の改選時から32人とし現在に至っている。

このような中、本市議会では、従来から議案・請願の審査については、委員会を中心として審査を行う「委員会方式」をとっており、現在は4つの常任委員会を設置（以下「4委員会制」という。）している。

この「4委員会制」は、旧春日部市の時代からとってきており、市の組織体制や事務事業を勘案した委員会審査を踏まえた場合には、今後もこの「4委員会制」が望ましいものと考えている。

また、議員は、委員会条例に基づき、4つの常任委員会のうちいずれか一つの常任委員会に所属することとしており、委員定数は、いずれの委員会も「8人」としている。

予算や決算、条例の審査をはじめ、付託された議案・請願の審査を多角的な視点から行い民意を市政に反映させるため、また、議会基本条例に基づく各種取組事項（議会報告会、出張委員会等）について協議・検討など委員会審査を充実させていくためには、意見の多様性や議論の活発さなどが確保できる「一定程度の議員数が必要」であると考えられる。

具体的な委員数としては、

- ・これまでの本市議会や他市議会の例から1委員会「7人から9人程度」、議会全体では「28人から36人程度」が想定できるが、前述した委員会審査の充実のためには、現状の

各委員会「8人」が望ましい。

また、一方では、

- ・ 4委員会制とし、1委員会の定数を7人とする。ただし、議長、監査委員については、常任委員会に所属しないとする。(4委員会×7人+2人=30人)

との意見がなされたところである。

②これからの議員の役割について

○合併から一定期間が経過した中での議員の役割

合併以降、議員にあっては、市民の代表として住民意思を的確に把握し、市の均衡ある発展のため、議会における予算や決算、条例等の議案審議や市政に対する一般質問を通じて市政に反映してきたところである。

今後においても、引き続き、市政の発展のために様々な視点から民意を捉え、市政に反映していくことが求められている。

ア. 市民の一体感の醸成のために

平成25年10月、本市は合併から8年を迎えたが、この間、新市の総合振興計画等に基づく各種施策の実施や合併特例債を活用した全市的な事業の推進により、市民間における「合併前の『旧春日部市』、『旧庄和町』という概念」、いわゆる「旧市町の垣根」も徐々に取り除かれ、「一体感の醸成」が図られてきているものと推察される場所である。

また、市民の皆さんが日常生活を送る中でも、『旧市町』という概念を特段意識しない状況になりつつあるものと思われるが、さらなる「市の均衡ある発展」と「一体感の醸成」を考慮した場合、「現行定数である「32人」を堅持することも想定する必要がある」と考えられる。

イ. 地域経済の発展のために

本市では、合併後、「市の均衡ある発展」と「一体感の醸成」を図りながら、地域経済のさらなる発展を目指し、庄和インター周辺部に企業誘致を推進し、産業の振興、雇用機会の拡大を図り、担税力の向上を目指している。

これらの事業を含め、本市の地域経済の均衡ある発展をチェック機関として継続的に監視していくためには、「一定程度の議員数が必要」であると考えられる。

ウ. 合併効果の発揮

そして、このような中において、議員定数については、合併時の「52人」(在任特例期間中)から「36人」、「32人」と改正されてきた経緯があり、合併から8年が経過する中でさらなる全市的な事業を進め、事業が旧春日部市及び旧庄和町の両地域に捉われることなく一つの市として平準化されていくことを考慮した場合には、「一定程度の議員数が必要」であると考えられる。

○議会改革を進めるための議員の役割

これまで、市民の皆さんから「議会は何をしているのか、議員の活動が見えにくい」など、時として議会の存在意義が問われる場合があった。

また、「市民の皆さんにとって開かれた議会、わかりやすい議会」になっていたか、議会が「市民の皆さんから近い存在にあったか、関心をもっていただいていたか」ということについては必ずしもそうではなかったように思われる。

本市議会では、このような経緯を踏まえ、平成24年4月、議会と議員の活動原則、議会改革の推進など、議会や議員の基本的な事項を定めた「議会基本条例」を制定し、議会改革に取り組んでいる。

具体的な取り組みとしては、議会改革を一層推進するため「議会改革検討特別委員会」を設置するとともに、議会の広聴業務への取り組みについて一層推進することを目的として、それまでの「議会だより編集委員会」を衣替えし、「広報広聴委員会」を設置、議会だよりの発行のほか「市民に身近で開かれた議会」などの推進に向け、各種取り組みについて協議・検討を進めてきた。

また、平成24年10月には、本市議会として初めてとなる「議会報告会」を開催し、議会の審議結果等を各常任委員会から直接市民の皆さまへ報告を行った。

さらには、その後も検討を重ね、「一般質問への一問一答方式の導入」（平成24年6月定例会から）、「委員会会議録や委員会及び会派の視察結果の市議会ホームページへの公開」（平成24年度以降）、「反問権の導入」（平成25年9月定例会から）等を行ってきたところである。

今後においても、議会基本条例に規定された事項（議会報告会の充実、政策討論会の実施、出張委員会等委員会活動の充実等）の検討や推進など、より一層の「開かれた議会」を目指していくためには、さらに多角的な視点から討議・検討を進めていく必要があり、より多くの意見を踏まえて推進すべき状況を勘案すると「一定程度の議員数が必要」であると考えられる。

③全国特例市、関東圏特例市及び埼玉県内同規模市・近隣市との比較

全国特例市（４０市）の定数の平均は「３２人」で、本市の定数と同数値となっている。

また、関東圏特例市との比較では平均より３人多い状況にあり、埼玉県内同規模市・近隣市との比較ではほぼ平均に近い定数となっている。

なお、詳細は、以下のとおりである。

■全国特例市との比較

平成２５年４月１日現在

NO	市名	市の区分	人口	議員定数	議員１人あたりの人口	備考
1	春日部市	特例市	239,253人	32人	7,477人	
2	八戸市	特例市	239,172人	36人	6,644人	人口は25年3月末日現在 定数は27年5月から32人
3	山形市	特例市	253,529人	35人	7,244人	
4	水戸市	特例市	269,636人	28人	9,630人	
5	つくば市	特例市	217,048人	28人	7,752人	
6	伊勢崎市	特例市	211,419人	32人	6,607人	定数は、26年4月から30人
7	太田市	特例市	220,407人	34人	6,483人	定数は、27年4月から30人
8	川口市	特例市	581,170人	45人	12,915人	編入合併特例定数により45人 (条例定数40人+旧鳩ヶ谷市地域=5人)。現任期満了後(平成27年5月)の定数を検討中。
9	所沢市	特例市	343,020人	36人	9,528人	定数は、27年5月から33人
10	越谷市	特例市	330,428人	32人	10,326人	
11	草加市	特例市	243,978人	30人	8,133人	定数は、26年10月から28人
12	熊谷市	特例市	202,397人	32人	6,325人	
13	小田原市	特例市	196,806人	28人	7,029人	
14	大和市	特例市	231,040人	28人	8,251人	
15	平塚市	特例市	258,539人	30人	8,618人	
16	厚木市	特例市	224,415人	28人	8,015人	
17	茅ヶ崎市	特例市	236,420人	28人	8,444人	
18	長岡市	特例市	281,100人	38人	7,397人	
19	上越市	特例市	202,312人	32人	6,322人	人口は25年3月末日現在
20	福井市	特例市	267,509人	32人	8,360人	
21	甲府市	特例市	194,898人	32人	6,091人	人口は25年3月末日現在
22	松本市	特例市	242,554人	31人	7,824人	

NO	市名	市の区分	人口	議員定数	議員1人あたりの人口	備考
23	沼津市	特例市	205,887人	28人	7,353人	人口は25年3月末日現在
24	富士市	特例市	259,339人	36人	7,204人	人口は25年3月末日現在
25	春日井市	特例市	309,119人	32人	9,660人	
26	一宮市	特例市	386,447人	40人	9,661人	
27	四日市市	特例市	312,856人	36人	8,690人	
28	吹田市	特例市	356,768人	36人	9,910人	人口は25年3月末日現在
29	枚方市	特例市	408,966人	34人	12,028人	定数は、27年5月から32人
30	茨木市	特例市	276,662人	32人	8,646人	人口は25年3月末日現在
31	八尾市	特例市	270,029人	28人	9,644人	
32	寝屋川市	特例市	242,087人	28人	8,646人	
33	岸和田市	特例市	201,372人	26人	7,745人	
34	明石市	特例市	296,211人	31人	9,555人	
35	加古川市	特例市	271,637人	31人	8,762人	
36	宝塚市	特例市	233,967人	26人	8,999人	人口は25年3月末日現在
37	鳥取市	特例市	193,582人	32人	6,049人	人口は25年3月末日現在
38	松江市	特例市	206,235人	34人	6,066人	人口は25年3月末日現在
39	呉市	特例市	239,401人	34人	7,041人	人口は25年3月末日現在
40	佐世保市	特例市	256,237人	36人	7,118人	定数は、27年5月から33人
40市平均			265,346人	32人	8,247人	

※平成25年6月11日、本委員会第19回会議資料より

《比較の概況》

全国特例市の定数の平均は「32人」である。これは、本市の定数と同数値であり、この数値を見る限りにおいては、本市の定数が「多い状況にある」と断定することはできないのではないかと。

■ 関東圏特例市との比較

平成25年4月1日現在

NO	市名	市の区分	人口	議員定数	議員1人あたりの人口	備考
1	春日部市	特例市	239,253人	32人	7,477人	
2	水戸市	特例市	269,636人	28人	9,630人	
3	つくば市	特例市	217,048人	28人	7,752人	
4	伊勢崎市	特例市	211,419人	32人	6,607人	定数は、26年4月から30人
5	太田市	特例市	220,407人	34人	6,483人	定数は、27年4月から30人
6	平塚市	特例市	258,539人	30人	8,618人	
7	小田原市	特例市	196,806人	28人	7,029人	
8	茅ヶ崎市	特例市	236,420人	28人	8,444人	
9	厚木市	特例市	224,415人	28人	8,015人	
10	大和市	特例市	231,040人	28人	8,251人	
9市平均（春日部市除く。）			229,526人	29人	7,825人	

※平成25年6月11日、本委員会第19回会議資料より

《比較の概況》

関東圏特例市9市との比較では、議員定数28人の市が9市中6市あり、全国及び埼玉県内特例市と比較して少ない傾向が伺える。

また、議員定数の9市平均は29人となっており、単純比較では、本市の議員定数は3人多い状況にある。

■ 埼玉県内同規模市・近隣市との比較

平成25年4月1日現在

NO	市名	市の区分	人口	議員定数	議員1人あたりの人口	備考
1	春日部市	特例市	239,253人	32人	7,477人	
2	熊谷市	特例市	202,397人	32人	6,325人	
3	上尾市	その他の市	227,526人	30人	7,584人	
4	草加市	特例市	243,978人	30人	8,133人	定数は、26年10月から28人
5	越谷市	特例市	330,428人	32人	10,326人	
4市平均（春日部市除く。）			251,082人	31人	8,099人	

※平成25年6月11日、本委員会第19回会議資料より抜粋

《比較の概況》

本市と人口に近い草加市との比較では、本市の議員定数は2人多い状況にある。

草加市では、平成26年10月の次期改選時から議員定数を2減し、28人になる予定であるが、草加市では市町村合併を行っていないことや行政面積が本市の半分以下（春

日部市＝65.98 km²、草加市＝27.42 km²)であることなど、市の置かれた状況が異なっていることから、単純に人口のみの比較だけでは判断しにくい要素があるものと考えられる。

また、越谷市では、議員定数は「32人」で、「人口1万人に議員1人」という状況にあり、県内でも突出して人口に対して少ない議員定数（川越市及び所沢市はいずれも人口は約34万人で議員定数は36人）である。このことは、結果的に「人口1万人に議員1人」となっているもので、明確な根拠を持ったものではないと思われる。

仮に、議員定数を「24人」とした場合、常任委員会の構成は、「3委員会×8人」、「4委員会×6人」が想定されるが、「3委員会」では一つの委員会の所掌範囲が広がり、きめ細やかな審査ができるか否か、また、「4委員会」とした場合には、委員数が6人体制となり、能率的な運営、多角的な視点からの審査に支障を来すことが想定される。

なお、さいたま市では、議員が「人口2万人に1人」（人口124万人、議員定数60人）という状況にあり、このような「一定の人口を基に定数を算出する考え方」は、結果的に人口規模が大きな自治体の場合には一定の目安として用いられるが、当市のような人口規模の場合には、「本会議運営」、「委員会審査の充実」等、民意の市政への反映を考慮した場合、「人口何万人に議員1人」という考え方については、適さないものと考えられる。

5. 議員定数のまとめ

<協議経過>

- ア. 本市議会の議員定数は、平成17年10月の合併後、在任特例期間中52人（旧春日部市＝30人、旧庄和町＝22人）、平成18年5月から36人（合併協議で決定）、平成22年5月から32人に改正（4人削減）し、議会運営を行ってきたところである。
- イ. このような中、議員定数の検討に当たっては、上記「4、（2）各ポイントの検証・考察」で述べたとおりであるが、「24万市民の声を市政に反映させるにふさわしい議員定数」として、市民要望を的確に把握し市政に反映させることなど「地域代表としての議員の役割」、効率的に市政運営が行われているかなど「監視機能の強化・充実」、地方分権改革が進められる中における「政策形成能力の向上」、予決算の審査など議案の審査を多角的な視点から行い民意を市政に反映させることなど「委員会審査の充実」の4点、「これからの議員の役割」として、「合併から一定期間が経過した中での議員の役割」、「議会改革を進めるための議員の役割」の2点、また、「全国特例市、関東圏特例市、県内同規模等と比較」を行うなど、いくつかの視点から検証を行った。

<協議結果>

- ウ. このような観点を踏まえ、議員定数については、『一定程度の議員数が必要』（具体的な人数としては、1委員会「7人から9人程度」、議会全体では「28人から36人程度」が想定できる。）との認識で一致したものの、具体的な議員定数としては、
- ・『現行定数である「32人」』と、
 - ・『現行定数から2人を削減した「30人」』
- という意見に分かれた。
- エ. そして、さらに、意見交換を重ねた結果、「32人」が多数意見となったところである。
- オ. この議員定数「32人」は、全国特例市の平均議員定数と同じあり、決して多い状況ではない。
- カ. よって、議員定数「32人」を当委員会の結論とするものである。

6. 新たな議員定数の今後の取扱い

議員定数については、議会基本条例において「市民の意思等が反映されるよう不断の見直しを行うことを基本として定める」と規定している。

このたびの本特別委員会における定数協議では、平成26年5月の改選に当たっては、改正を行わないとする結論に至ったが、議員定数については、次期改選後においても継続的に検討が必要な課題であるとの認識のもと、新たな検討組織において取り組んでいくことを望むものである。

参考資料

■議員報酬の推移及び議員定数と報酬等の関係

「議員報酬の状況」及び「各定数における報酬等の比較」は、以下の①及び②のようになっている。

なお、「各定数における報酬等の比較」は、現行定数から現行実数である「29人」までについて、それぞれ記載した。

①議員報酬の状況（月額）

年 月	議 長	副議長	議 員	備考
～平成22年3月	538,000円	479,000円	451,000円	
平成22年4月～	537,000円	478,000円	450,000円	

②議員定数と報酬等の関係－1（各定数における報酬等の比較＝政務活動費月額16,500円の場合）

議員数	32人 (現行定数)	31人 (仮定)	30人 (仮定)	29人 (現行実数)
報 酬	174,180,000円	168,780,000円	163,380,000円	157,980,000円
期末手当	68,801,100円	66,668,100円	64,535,100円	62,402,100円
政務活動費	6,336,000円	6,138,000円	5,940,000円	5,742,000円
合 計	249,317,100円	241,586,100円	233,855,100円	226,124,100円

※報酬、期末手当、政務活動費は年額。

なお、各定数における報酬等の合計額は、それぞれ上記のとおりであるが、定数1人あたりの金額（年額）は、7,731千円となっている。

議 会 改 革 検 討 特 別 委 員 会 委 員

委 員 長	会 田 幸 一	(平成25年5月27日から)
同	河 井 美 久	(平成25年5月27日まで)
副委員長	蛭 間 靖 造	
委 員	佐 藤 一	
同	金 子 進	
同	松 本 浩 一	
同	卯 月 武 彦	
同	鬼 丸 裕 史	
同	栄 寛 美	
同	荒 木 洋 美	
同	小 久 保 博 史	
同	大 山 利 夫	

目 录

第一章 绪论	1
第二章 基本理论	10
第三章 基本方法	25
第四章 基本应用	40
第五章 基本实验	55
第六章 基本习题	70
第七章 基本案例	85
第八章 基本总结	100

春日部市議会

政務活動費に関する協議結果報告書

平成25年11月

春日部市議会 議会改革検討特別委員会

目 次

1. はじめに	1
2. 政務活動費（政務調査費）の経過	1
①本市議会における政務活動費の経過	
②地方自治法の改正	
③地方自治法の改正による本市議会での対応	
3. 政務活動費の協議の経過	4
4. 政務活動費の協議のポイント及び各ポイントの検証・考察	
(1) 協議のポイント	5
(2) 各ポイントの検証・考察	5
5. 政務活動費のまとめ	11
6. 政務活動費の額の今後の取扱い	12
参考資料	12

1. はじめに

春日部市議会では、平成25年1月から2月にかけて、議会改革検討特別委員会において平成24年9月5日に公布された地方自治法の改正（委員会制度、政務調査費の改正等）への対応について協議・検討を行った。

特に、政務調査費の改正では、平成25年3月1日から名称を「政務活動費」に改めることが求められ、併せて使途範囲の拡大とともに議長に透明性の確保が義務付けられた。

その協議の中で、「使途項目」及び「額」について検証の必要性が提起されたが、施行期日の関係から今回の法改正のみの条例改正を先行させたところである。

本委員会からの提起については、議会（各派代表者会議）としても「使途範囲」、「額」及び使途基準の詳細を定める「手引書」について、検証・作成していくことが必要であるものと判断され、その検討・協議が当委員会に付議された。

この決定を受け、平成25年4月から当委員会において議会基本条例に規定された議会改革への取り組み等の推進とともに、議会活動の充実のために必要な調査研究費用である政務調査費（平成25年3月1日から「政務活動費」に改正）の検討・協議を開始した。

検討・協議に当たっては、議会活動の充実のために必要な活動と費用はどうあるべきかを念頭に、政務活動費の「使途項目」が6項目（条例改正後）と埼玉県及び関東圏特例市等と比較し少ない傾向にあり、また、「額」は議員1人当たり月額16,500円と平成13年4月の制度導入時のまま現在に至っており、同様の比較で最も少ない状況にあることなども考慮した。

このたび、当委員会における協議が終了したので、協議の経過並びに結果をここに報告するものである。

なお、当委員会での協議では、政務活動費に関し「使途項目」及び「額」以外の事項についても協議を行ったが、本報告書は、「使途項目」及び「額」についてのみ記載した。

2. 政務活動費（政務調査費）の経過

①本市議会における政務活動費の経過

政務活動費は、制度創設時、「政務調査費」として、平成13年4月、議員の調査研究を目的として導入され、条例により旧春日部市では月額16,500円、旧庄和町では月額5,000円と定め、また、平成17年10月の合併後は、旧春日部市の額に統一され、毎年度当初に各会派（旧庄和町では会派等）に交付、議員の調査研究に活用されてきた。

平成25年3月には、地方自治法の改正によりその名称が「政務活動費」に改正され、また、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとされた。

なお、政務活動費に関する経過の詳細は、以下のとおりである。

○平成12年5月31日

…地方自治法が改正、公布され、平成13年4月から「政務調査費」制度が創設されることとなった。

○平成13年2月21日

…旧春日部市では、平成13年3月定例会開会日に「春日部市議会政務調査費の交付に関する条例の制定」が議員提出議案で提案され、賛成多数で可決された。議員1人当たりの交付額を月額16,500円と規定した。

○平成13年3月21日

…旧庄和町では、平成13年3月定例会最終日に「庄和町議会政務調査費の交付に関する条例の制定」が町長提出議案で提案され、全員一致で可決された。議員1人当たりの交付額を月額5,000円と規定した。

○平成13年4月1日

…旧春日部市で「春日部市議会政務調査費の交付に関する条例」、旧庄和町で「庄和町議会政務調査費の交付に関する条例」がそれぞれ施行される。

○平成17年10月1日（合併日）

…政務調査費については、合併協議により旧春日部市の額（月額16,500円）で統一される。

○平成24年4月1日

…議会や議員の活動原則等を定めた「春日部市議会基本条例」を制定、施行する。

○平成24年9月5日

…地方自治法が改正、公布され、平成25年3月1日から「政務調査費」の名称が「政務活動費」に改正されることとなった。また、併せて、使途の範囲が拡大されるとともに、議長に透明性確保が義務付けられた。

○平成25年3月1日

…平成24年9月の地方自治法の改正に対応するため、平成25年3月定例会開会日（平成25年2月18日）、「春日部市議会政務調査費の交付に関する条例及び同規則の改正」を行い、平成25年3月1日に施行する。

②地方自治法の改正

平成24年9月5日、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、政務調査費に関する事項が改正され、政令により平成25年3月1日に施行された。

政務調査費に関する主な改正内容は、次のとおりである。

- ・名称が「政務調査費」から「政務活動費」に改正された。（第100条第14項）
- ・交付目的が「議員の調査研究その他の活動に資するため」と改正され、「その他の活動」が追加された。（第100条第14項）
- ・政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとされた。（第100条第14項）
- ・議長に政務活動費の使途の透明性確保を努めることとする事項が新たに追加された。（第100条第16項）

③地方自治法の改正による本市議会での対応

前記②の地方自治法の改正に対応するため、平成25年1月から2月、本委員会で協議・検討を進め、平成25年3月定例会開会日（平成25年2月18日）に「春日部市議会政務調査費の交付に関する条例」及び「春日部市議会政務調査費の交付に関する規則」の改正を行った。

この中で政務活動費を充てることができる経費の範囲については、従来の5項目に「要請・陳情活動費」を加えるにとどめ、5項目を6項目に改正（規則から条例に移行）した。

なお、条例及び規則の改正は、平成25年3月1日から施行した。

※条例改正後の使途項目は次のとおり

「調査研究費」、「要請・陳情活動費」、「会議費」、「資料作成費」、「資料購入費」、「事務費」の6項目

3. 政務活動費の協議の経過

このたび新たに検証が必要となった政務活動費の「使途項目」及び「額」等について、次のとおり協議・検討を行った。

期 日	協 議 内 容	備 考
平成25年 4月 4日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・本特別委員会における調査事項について ・政務活動費の検討スケジュール(案)について 	
平成25年 5月20日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・調査事項の集計結果について ・政務活動費の使途基準等について ・政務活動費の公表方法等について 	
平成25年 6月11日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの運用にかかる政務活動費の活用状況の調査結果について 	
平成25年 6月26日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費の使途基準等について ・政務活動費の公表方法等について ・ホームページの運用にかかる政務活動費の活用について 	
平成25年 7月16日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費の使途基準等について ・政務活動費の公表方法等について ・ホームページの運用にかかる政務活動費の活用について 	
平成25年 8月 9日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費の項目及び内容等について 	
平成25年 9月 3日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費の項目及び内容等について ・政務活動費の額について ・政務活動費の手引書(案)について ・政務活動費の公表方法等について 	
平成25年 9月11日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費の額について 	
平成25年 9月20日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費の額について ・政務活動費の手引書(案)について 	
平成25年10月 4日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費の額について ・政務活動費の手引書(案)について 	
平成25年10月25日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費の額について ・政務活動費の手引書(案)について 	
平成25年11月 1日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費の額について 	

※なお、協議の経過については、政務活動費について具体的な協議が行われた平成25年4月以降について記載した。

4. 政務活動費の協議のポイント及び各ポイントの検証・考察

(1) 協議のポイント

- ア. 本市議会では、平成24年4月に議会基本条例を制定、施行した。
- イ. この議会基本条例では、不断の議会改革により「市民に身近で開かれた議会」、「市民の衆知を集める議会」、「討論する議会」、「政策の立案及び提言をする議会」、「行動する議会」を目指すこととしているが、これを実現し、市民福祉の向上と市勢を発展させていくためには、これまでも増して議員の調査研究の充実・強化が求められている。
- ウ. しかしながら、本市議会の政務活動費についてみると、「使途項目」には、「開かれた議会」の実現に当たって必要になるものと考えられる広報広聴部門の項目がなく、使途項目数は埼玉県及び関東圏特例市等と比較し少ない傾向にある。
- エ. また「額」は、政務調査費（現政務活動費）の制度創設以来同額のまま現在に至っており、同様な比較で最も低い状況にあることから、不足する行政視察や議員研修会を議員の私費（議員団会費を充当）で実施している状況もある。
- オ. そこで、議会基本条例施行後における議員の政務活動費については如何にあるべきか、次の事項を協議のポイントとして捉え、協議・検討を行った。

- ①議員の調査研究の充実の視点から
- ②議会改革の視点から
- ③他市との比較から

(2) 各ポイントの検証及び考察

①議員の調査研究の充実の視点から

○開かれた議会に向けて

- ア. 議会基本条例では、「議会の活動原則」として「積極的な情報公開に取り組み、市民にわかりやすい開かれた議会運営を目指す」こと、また、「議員の活動原則」として「独自の調査研究及び研修を通じて市民意見の聴取に努める」、「議会の構成員として市政全般の課題及び市民の多様な意思を的確に把握し、一部団体及び地域の代表としてではなく、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること」と定めていることから、不断の議会改革により「開かれた議会」を目指し、市民への情報公開、市民ニーズの把握などについて、これまでも増して積極的な取り組みが必要である。
- イ. 本市議会では、議会だよりを発行（年4回）するほか、議会基本条例に基づき平成24年度から「議会報告会」を開催し、議会の情報を市民に周知していくなど、市民との情報共有に努めているところである。
- ウ. これをさらに推進するためには各党派単位（または議員個人）においても、市議会の状況等をそれぞれの視点から市民に知らせていく、または市民意見を聴取する機会を設けるなど、「開かれた議会」への取り組みについて、より積極的、かつ、きめ細やかに

っていく必要があるものと考えられる。

エ. このようなことから、今後の議員の調査研究においては、広報広聴部門の充実・強化がより重要になっていくものと考えられ、「使途項目」に新たに「広報費」及び「広聴費」を設けていく必要がある。

○スキルアップに向けて

ア. 議会基本条例前文、第4条（議会の活動原則）、第6条（議会の機能強化）、第7条（政策討論会）、第8条（委員会の活動）及び第9条（会派）では、「政策立案及び政策提言」等について規定し、市政運営の監視機能だけでなく、政策形成能力の向上が不可欠である。

イ. これらを実現するためには、先進事例を参考とするだけでなく、研修等に積極的に参加し、自らのスキルアップを図っていく必要がある。

ウ. また、本市議会では、「市政に対する一般質問」の質問方法について、平成24年6月定例会から、従来の「一括質問一括答弁方式」に加えて「一問一答方式」を導入した。

エ. この一問一答方式は、「争点が明確になり聞いていて分かりやすい」、「議論がより深度化される」、「議会が活性化される」ことなどを目的として導入したものである。一般質問に臨むにあたり、議員の市政に関する調査研究は必要不可欠であるが、一問一答方式にあっては、従来にも増して市政に対する調査研究が求められる。

オ. このような議会・議員の役割がますます増大する昨今にあっては、議員のスキルアップはたいへん重要で、研修機会の充実・強化も欠かせないものと考えられ、「使途項目」中、「調査研究費」から「研修費」を独立させ、単独項目としていく必要がある。

②議会改革の視点から

ア. 議会基本条例では、議会改革について様々な取り組みについて規定している。

イ. 本市議会においては、当委員会が中心となり議会基本条例に基づく各種施策について、より一層の「開かれた議会」の推進に向け、様々な視点から検証し取り組んでいる。

ウ. 今後も議会基本条例で定めた議会報告会、政策討論会、出張委員会等の各種施策を推進し、さらなる「開かれた議会」を目指して取り組んでいくことが求められている。

エ. このためには、各会派（または議員）においては議会改革を含めた議会活動に関し、より幅広い視野からの調査研究の充実・強化は欠かせないものと考えられる。

③他市との比較から

■関東圏特例市・埼玉県内同規模市及び近隣市との比較

本市議会の「使途項目」については「6項目」で、埼玉県及び関東圏特例市等との比較ではとくに「広報費」、「広聴費」等、広報広聴部門の項目がなく、使途項目数は少ない傾向となっている。

また、「額」については、月額16,500円と同様な比較で最も低額になっている。

ア. 政務調査費の使途項目について

■埼玉県内人口20万人以上の市及び鶴ヶ島市、関東圏特例市(9市)、取手市、流山市

市名	市の区分	使途項目数	使途項目
春日部市	特例市	5	調査研究費、資料作成費、資料購入費、会議費、事務費
さいたま市	政令指定都市	7	調査研究費、人件費、会議研修費、資料購入費、広報・広聴費、燃料費、事務費
川越市	中核市	7	研修研究費、調査研究費、資料作成費、資料購入費、広報広聴費、人件費、その他の経費
熊谷市	特例市	7	研修費、資料作成費、資料購入費、事務費、通信費、備品費、会議費
川口市	特例市	10	調査研究費、研修費、広報費、広聴費、会議費、資料作成費、資料購入費、人件費、事務所費、事務費
所沢市	特例市	8	研究研修費、調査旅費、資料作成費、資料購入費、広報費、維持費、会派共用費、その他の経費
上尾市	その他の市	5	研究研修費、調査費、広報広聴費、事務費、その他経費
草加市	特例市	8	研究研修費、調査旅行費、資料作成費、資料購入費、広報費、広聴費、人件費、事務所費
越谷市	特例市	8	研究研修費、調査旅費、資料作成費、資料購入費、広報広聴費、人件費、事務所費、その他の経費
鶴ヶ島市	その他の市	3	研究研修費、調査旅費、資料購入費
水戸市	特例市	8	研究研修費、調査旅費、資料作成費、資料購入費、広報費、広聴費、人件費、その他の経費
つくば市	特例市	9	調査研究費、調査旅費、資料作成費、資料購入費、広報費、広聴費、人件費、事務所費、その他の経費
取手市	その他の市	9	研究研修費、調査旅費、資料作成費、資料購入費、広報費、広聴費、人件費、事務所費、その他の経費
伊勢崎市	特例市	9	研究研修費、旅費、資料作成費、資料購入費、広報費、広聴費、人件費、事務所費、その他の経費

市名	市の区分	使途項目数	使途項目
太田市	特例市	7	研究研修費、調査旅費、資料作成費、資料購入費、広報費、広聴費、その他の経費
平塚市	特例市	6	研究研修費、調査旅費、資料購入費、広報費、広聴費、その他事務費
小田原市	特例市	9	研究研修費、調査旅費、資料作成費、資料購入費、広報費、広聴費、人件費、事務所費、その他の経費
茅ヶ崎市	特例市	8	研究研修費、調査旅費、資料作成費、資料購入費、広報費、会議費、事務所費、その他経費
厚木市	特例市	9	研究研修費、調査旅費、資料作成費、資料購入費、広報費、広聴費、人件費、事務所費、その他の経費
大和市	特例市	7	研究研修費、調査旅費、資料作成費、資料購入費、広報費、広聴費、その他
流山市	その他の市	9	研究研修費、調査旅費、資料作成費、資料購入費、広報費、広聴費、人件費、事務所費、その他経費

※平成25年5月20日、本委員会18回会議資料より抜粋（川口市及び「市の区分」は新たに加えた。使途項目は平成23年度の項目）

イ. 額について

■埼玉県内（人口20万以上の市）

平成25年4月1日現在

市名	市の区分	人口(人)	議員定数 (人)	議員1人当たりの政務活動費		備考
				月額(円)	年額(円)	
春日部市	特例市	239,253	32	16,500	198,000	
さいたま市	政令指定都市	1,246,180	60	340,000	4,080,000	
川越市	中核市	347,010	36	70,000	840,000	
熊谷市	特例市	202,397	32	26,666	320,000	月額は、個人月額15,000円と会派分年額140,000円の合計額を12で除した額
川口市	特例市	581,170	45	180,000	2,160,000	
所沢市	特例市	343,020	36	70,000	840,000	
上尾市	その他の市	227,526	30	25,000	300,000	
草加市	特例市	243,978	30	90,000	1,080,000	
越谷市	特例市	330,428	32	80,000	960,000	月額は、個人月額40,000円と会派分月額40,000円の合計額
平均（7市） （さいたま市及び川口市を除く。）		276,230	33	54,024	648,286	

※平成25年5月20日、本委員会18回会議資料より（「市の区分」は新たに加えた。）

■関東圏特例市（埼玉県内特例市を除く。）

平成25年4月1日現在

市名	市の区分	人口(人)	議員定数 (人)	議員1人当たりの政務活動費		備考
				月額(円)	年額(円)	
水戸市	特例市	269,636	28	90,000	1,080,000	
つくば市	特例市	217,048	28	30,000	360,000	
伊勢崎市	特例市	211,419	32	35,000	420,000	
太田市	特例市	220,407	34	35,833	430,000	月額は、年額430,000円を12で除した額
平塚市	特例市	258,539	30	70,000	840,000	月額は、月額50,000円と年額240,000円（海外視察を行う者）の合計額を12で除した額
小田原市	特例市	196,806	28	65,000	780,000	
茅ヶ崎市	特例市	236,420	28	40,000	480,000	
厚木市	特例市	224,415	28	60,000	720,000	
大和市	特例市	231,040	28	35,000	420,000	
平均（9市）		229,526	29	51,204	614,444	

※平成25年5月20日、本委員会18回会議資料より（「市の区分」は新たに加えた。）

④新たな「使途項目」を想定しての活動例

前記した①及び②の検証の結果から、「使途項目」については、これまでの6項目に「広報費」、「広聴費」及び「研修費」の3項目を追加した9項目を設定し、各会派に求められる基本的な活動例を検討した。

各項目の活動例は、次のとおりである。

ア. 調査研究費

- ・先進地等の視察

イ. 研修費

- ・研修会参加

ウ. 広報費

- ・議会報告等を配布

エ. 広聴費

- ・市民アンケート
- ・市民との意見交換会等

オ. 要請・陳情活動費

- ・国会議員への陳情等

カ. 会議費

- ・全会派合同の議員研修会等

キ. 資料作成費

- ・コピー代等

ク. 資料購入費

- ・新聞代、図書購入費等

ケ. 事務費

- ・消耗品、備品購入、インターネット接続費等

※なお、具体的な執行に関する基準等は、別途「政務活動費の手引き」を作成するものとする。

5. 政務活動費のまとめ

<協議経過>

本市議会では、議会基本条例に基づく「市民に身近で開かれた議会の実現」、「政策の立案及び提言の充実」などのより一層の議会改革への取り組みによる市民福祉の向上と市勢の発展が求められており、そのための政務活動費を活用しての調査研究はますます重要なものとなっている。

このような中、政務活動費については、平成25年3月定例会において地方自治法の改正に当たっての条例改正で「使途項目」に「要請・陳情活動費」を加え6項目としたが、「開かれた議会」の実現に当たってその根幹になると考えられる広報広聴部門（広報費や広聴費）の項目がなく、「使途項目」は埼玉県及び関東圏特例市等との比較において少ない傾向にあり、また「額」は同様な比較で最も低額な状況となっている。

これらの状況を踏まえ、「議員の調査研究の充実の視点から」、「議会改革の視点から」及び「他市との比較から」を協議のポイントとして検証を行い、この結果、「使途項目」については、「広報広聴部門」及び「議員の研修機会」の充実・強化の必要性について一定の方向性をみた。

また、「額」については、具体的には、

- ・越谷市や草加市など近隣市とのバランスも必要
- ・月額5万円程度は必要
- ・月額5万円は高いと感じている
- ・月額3万5,000円程度が妥当ではないか
- ・月額3万円がよい
- ・月額2万円がよい

等の意見がなされた。

そして、さらに協議を進めた結果、

- ・額の増額は、今後、使途項目を拡大し進めた中で改めて精査を行っていくべきではないか。

との意見がなされた。

<協議結果>

上記の協議経過を踏まえ、政務活動費については、協議の結果、次のように集約された。

①政務活動費の「使途項目」について

- 「広報費」及び「広聴費」を追加する。
- 「研修費」を「調査研究費」から切り離し単独の項目とする。

②政務活動費の「額」について

現状維持とする。（月額16,500円、年額198,000円）

③新たな「使途項目」の適用期日について

新たな「使途項目」については、検討期間、会計年度及び議員改選などを考慮し、平成26年4月1日以降に交付される政務活動費から適用していくものとする。

6. 政務活動費の額の今後の取扱い

政務活動費の額については、様々な意見交換を踏まえ、最終的には増額改正を行わないこととする結論に至った。

一方で、政務活動費については、使途項目について、平成26年4月から従来の6項目に「広報費」、「広聴費」及び「研修費」の3項目を追加する方向で調整されたところである。

このため、政務活動費の額については、この新たな使途項目を含めた中で運用を図り、その上で、次期改選後、新たな検討組織において平成26年9月末日を目途に、額を再度検証するものとする。

参考資料

■本市議会における過去3カ年の政務調査費（現政務活動費）の執行状況（全体）

年 度	交付額	支出額	(預金利子)	決算額	差引残額	執行率
平成22年度	6,336,000円	5,359,385円	554円	5,358,831円	977,169円	84.58%
平成23年度	5,940,000円	5,041,282円	527円	5,040,755円	899,245円	84.86%
平成24年度	5,940,000円	5,185,607円	510円	5,185,097円	754,903円	87.29%

■本市議会における過去3カ年の政務調査費（現政務活動費）の執行状況

資料1及び資料2のとおり

■平成22年度

2-1(平成22年4月分)

春日部市議会 政務調査費執行状況一覧

資料1

会派 会派名	会派人数	交付額 (A)	使途項目ごとの支出内訳					支出額 (B)	預金利子 (C)	決算額 D(B-C)	差引残額 A-D	執行率(%) D/A
			調査研究費	資料作成費	資料購入費	会議費	事務費					
新政の会	10	165,000	0	1,538	0	0	118,810	0	120,348	44,652	72.94	
春和会	8	132,000	0	0	0	0	1,707	0	1,707	130,293	1.29	
公明党	6	99,000	0	7	0	0	75,004	0	75,011	23,989	75.77	
日本共産党	5	82,500	0	1,544	23,200	0	1,706	0	26,450	56,050	32.06	
社会民主党	1	16,500	0	0	0	0	0	0	0	16,500	0.00	
無所属(阿部議員)	1	16,500	0	22	0	0	0	0	22	16,478	0.13	
無所属(片山議員)	1	16,500	0	8	0	0	0	0	8	16,492	0.05	
計	32	528,000	0	3,119	23,200	0	197,227	0	223,546	304,454	42.34	
使途項目構成比(%)			0.00	1.40	10.38	0.00	88.23		100.00			

2-2(平成22年5月～平成23年3月分)

会派 会派名	会派人数	交付額 (A)	使途項目ごとの支出内訳					支出額 (B)	預金利子 (C)	決算額 D(B-C)	差引残額 A-D	執行率(%) D/A
			調査研究費	資料作成費	資料購入費	会議費	事務費					
新政の会	11	1,996,500	1,567,019	7,751	148,630	0	247,678	114	1,970,964	25,536	98.72	
公明党	6	1,089,000	980,490	4,541	0	0	99,719	108	1,084,642	4,358	99.60	
日本共産党	6	1,089,000	363,310	14,099	355,784	0	87,172	147	820,218	268,782	75.32	
緑新クラブ	4	726,000	383,640	9,329	12,575	0	46,209	89	451,664	274,336	62.21	
春和会 ※1	4	726,000	434,240	145	127,740	0	64,829	87	626,867	99,133	86.35	
社会民主党	1	181,500	151,891	165	28,860	0	23	9	180,930	570	99.69	
計	32	5,808,000	3,880,590	36,030	673,589	0	545,630	554	5,135,839	672,715	88.42	
使途項目構成比(%)			75.56	0.70	13.12	0.00	10.62		100.00			

※1 執行残額には、議員1名の死去(平成22年9月)に伴う会派からの戻入分99,000円(10月から3月までの6か月分)を含む。

年度合計額	交付額 (A)	使途項目ごとの支出内訳					支出計 (B)	預金利子 (C)	決算額 D(B-C)	執行残額 A-D	執行率(%) D/A
		調査研究費	資料作成費	資料購入費	会議費	事務費					
年度合計額	6,336,000	3,880,590	39,149	696,789	0	742,857	554	5,358,831	977,169	84.58	
使途項目構成比(%)		72.41	0.73	13.00	0.00	13.86		100.00			

春日部市議会 政務調査費執行状況一覧

資料2

■平成23年度

会派名	会派		交付額 (A)	使途項目ごとの支出内訳						支出額 (B)	預金利子 (C)	決算額 D(B-C)	差引残額 A-D	執行率(%) D/A
	会派人数			調査研究費	資料作成費	資料購入費	会議費	事務費						
新政の会	10		1,980,000	1,208,060	8,847	141,099	0	566,282	1,924,288	173	1,924,115	55,885	97.18	
公明党	6		1,188,000	1,128,150	5,505	0	0	48,437	1,182,092	75	1,182,017	5,983	99.50	
日本共産党	6		1,188,000	338,410	20,322	277,206	0	72,366	708,304	123	708,181	479,819	59.61	
緑新クラブ	4		792,000	639,410	9,353	12,055	0	51,024	711,842	64	711,778	80,222	89.87	
春和会	3		594,000	321,230	33	0	0	16,380	337,643	75	337,568	256,432	56.83	
社会民主党	1		198,000	144,070	209	32,595	0	239	177,113	17	177,096	20,904	89.44	
計	30		5,940,000	3,779,330	44,269	462,955	0	754,728	5,041,282	527	5,040,755	899,245	84.86	
使途項目構成比(%)				74.97	0.88	9.18	0.00	14.97	100.00					

■平成24年度

会派名	会派		交付額 (A)	使途項目ごとの支出内訳						支出額 (B)	預金利子 (C)	決算額 D(B-C)	差引残額 A-D	執行率(%) D/A
	会派人数			調査研究費	資料作成費	資料購入費	会議費	事務費						
新政の会	10		1,980,000	1,237,430	8,292	86,148	0	640,763	1,972,633	166	1,972,467	7,533	99.62	
公明党	6		1,188,000	1,001,600	6,115	51,450	0	128,902	1,188,067	102	1,187,965	35	100.00	
日本共産党	6		1,188,000	584,228	22,558	403,570	0	87,251	1,097,607	93	1,097,514	90,486	92.38	
緑新クラブ	3		594,000	297,030	1,807	36,121	0	38,973	373,931	54	373,877	220,123	62.94	
春和会 ※2	3		594,000	173,290	16	0	0	16,389	189,695	68	189,627	404,373	31.92	
社会民主党	1		198,000	139,650	23	35,250	0	13	174,936	15	174,921	23,079	88.34	
無所属	1		198,000	184,900	2,262	320	0	1,256	188,738	12	188,726	9,274	95.32	
計	30		5,940,000	3,618,128	41,073	612,859	0	913,547	5,185,607	510	5,185,097	754,903	87.29	
使途項目構成比(%)				69.77	0.79	11.82	0.00	17.62	100.00					

※2 執行残額には、議員1名の死去(平成24年7月)に伴う会派からの戻入分132,000円(8月から3月までの8か月分)を含む。

議 会 改 革 検 討 特 別 委 員 会 委 員

委員長	会	田	幸	一	(平成25年5月27日から)
同	河	井	美	久	(平成25年5月27日まで)
副委員長	蛭	間	靖	造	
委 員	佐	藤		一	
同	金	子		進	
同	松	本	浩	一	
同	卯	月	武	彦	
同	鬼	丸	裕	史	
同	栄		寛	美	
同	荒	木	洋	美	
同	小	久	保	博	史
同	大	山	利	夫	

商 標 注 冊 證 書

商 標 注 冊 證 書 第 12345 號 商 標 類 別 第 1 類

商 標 注 冊 證 書 第 12345 號 商 標 類 別 第 1 類

商 標 注 冊 證 書 第 12345 號 商 標 類 別 第 1 類

商 標 注 冊 證 書 第 12345 號 商 標 類 別 第 1 類

商 標 注 冊 證 書 第 12345 號 商 標 類 別 第 1 類

商 標 注 冊 證 書 第 12345 號 商 標 類 別 第 1 類

商 標 注 冊 證 書 第 12345 號 商 標 類 別 第 1 類

商 標 注 冊 證 書 第 12345 號 商 標 類 別 第 1 類

商 標 注 冊 證 書 第 12345 號 商 標 類 別 第 1 類

商 標 注 冊 證 書 第 12345 號 商 標 類 別 第 1 類

商 標 注 冊 證 書 第 12345 號 商 標 類 別 第 1 類

商 標 注 冊 證 書 第 12345 號 商 標 類 別 第 1 類

政務活動費の手引き

— 平成26年4月1日 —
春日部市議会

考は手の費使否詳如

— 日ノ月ノ年ノ日ノ年 —
金銀市踏日春

はじめに

地方分権の進展に伴い、議会は、二元代表制の一翼を担う機関として、意思決定機能及び監視機能の充実・強化が求められている。

このような中、議員の職務は、定例会や臨時会への出席など議会活動だけではなく、地域の代表として、市政の課題や市民意見の把握、陳情・要請活動など多様化している。

政務調査費は、こうした議員の活動の調査研究に資するために必要な経費の一部に充てることのできる制度として運用してきたところであるが、全国的にはその不適切な執行がしばしば住民からの批判の対象となり、住民監査請求や住民訴訟で返還を求められたケースも少なくない。

このため、政務活動費のより適正な取扱いを期すため「手引き」を作成することについて議会内で申し合わせ、政務活動費を充てることのできる経費の範囲の見直し等と合わせ、平成25年5月から議会改革検討特別委員会で協議・検討を重ね、この「政務活動費の手引き」を発行したところである。

各会派及び議員各位には、政務活動費の支出に当たっては、この「手引き」を活用していただき、適正な執行とより一層の透明性の確保に努めることを望むものである。

なお、今後において、本手引きに疑義が生じたとき、又は判例の動向、社会情勢の変化などにより改正の必要性が生じたときは、適宜見直しを図るものとする。

平成26年4月1日

春日部市議会議長

目 次

I 政務活動費の概要

1 制度の目的	1
2 政務活動費とは	1
3 政務活動費による活動の性格	2
4 政務活動費の交付に関する条例及び規則の概要	2
5 政務活動費の交付申請から清算までの主な流れ	4

II 政務活動費に関する基本的な考え方

1 政務活動費の支出原則	5
2 政務活動費の支出にあたっての会派の意思統一と了承	5
3 実費弁償の原則	5
4 経費按分の不適用	5
5 政務活動費の支出が不適切な経費の例示	6

III 政務活動費の取扱基準

IV 政務活動費の使途基準

1 調査研究費	9
2 研修費	10
3 広報費	11
4 広聴費	12
5 要望・陳情活動費	13
6 会議費	14
7 資料作成費	15
8 資料購入費	16
9 事務費	17

V 参考資料

VI 関係法令

VII 様式集

I 政務活動費の概要

1 制度の目的

地方分権一括法等の施行に伴い、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大する中、議会の果たす役割がますます重要となったことから、議会の活性化を図り、地方議会の審議能力を高めるためには、議員の調査活動基盤の充実強化が必要であるという観点から、平成12年5月の地方自治法の改正により、平成13年4月政務調査費交付制度が創設された。

また、平成25年3月には地方自治法の一部を改正する法律の改正により、政務調査費の名称が政務活動費に改められ、使途の拡大が図られる一方、議長が使途の透明性確保に努める条文が追加されるなど、より一層の地方議会の活性化と義務が明文化された。

2 政務活動費とは

(1) 交付対象

地方公共団体が条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対し、交付することができる金銭的給付を政務活動費という。

本市では、春日部市議会政務活動費の交付に関する条例第2条により会派に対して政務活動費を交付することとしている。

(2) 対象経費

政務活動費は、第5条において会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、要請、陳情、各種会議の開催等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他市民福祉の増進を図るために必要な活動（政務活動）に要する経費に対して交付するとしており、政務活動以外の経費に充てることはできない。

(3) 適正運用

使途については透明性の確保に努めるとともに、その説明責任は、各会派に求められるものであるため、慎重かつ適正な運用が必要となる。

また、政務活動費の適正な運用を図るため、議長はその使途の透明性の確保に努めるとともに、政務活動費の交付を受けた会派は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出しなければならないとされている。

(4) 法的位置づけ

政務活動費の法的根拠は、地方自治法第100条第14項、第15項、及び第16項に規定され、政務活動費を交付する場合は条例によるものとされ、当該条例には、①政務活動費の交付の対象、②交付額、③交付の方法、④経費の範囲を定めなければならないとされている。

※本市における政務活動費の交付に関する条例の制定経過等については、V参考資料（P20）を参照のこと

3 政務活動費による活動の性格

政務活動費は、地方自治法第100条第14項に「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部を交付する」とあるように、あくまでも、会派の自発的な意思に基づき行われる政務活動に対するものである。したがって、正規の議会活動の範囲には含まれず、本会議や委員会の活動とは別個のものであり、公務ではないと判断される。

このため、政務活動中に事故が発生したとしても、政務活動が正規の議会活動ではないため、公務災害の対象にはならない。

4 政務活動費の交付に関する条例及び規則の概要

(1) 交付対象（条例第2条）

政務活動費は、会派に対して交付する。

(2) 交付額及び交付方法（条例第3条）

会派に対する政務活動費の月額は、各月1日（基準日）における当該会派の所属議員数（※）に16,500円を乗じて得た額とし、毎年度の4月25日（その日が休日に当たるときは、その翌日）に当該年度分を交付する。

年度の途中で新たに結成された会派については、結成された日の属する月の翌月分（結成された日が基準日に当たる場合は、当月分）から交付する。

※基準日において議員の辞職、失職、除名、若しくは死亡、又は所属会派からの脱会した議員を除く。

(3) 所属議員数の異動に伴う調整（条例第4条）

交付を受けた会派が年度の途中において所属議員数に異動が生じた場合であって、異動が生じた日の属する月の翌月（異動が生じた日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回るときは会派は当該上回る額を返還しなければならない。

政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分（解散の日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

(4) 政務活動費を充てることのできる経費の範囲（条例第5条）

会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、要請、陳情、各種会議の開催等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他市民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付する。

(5) 経理責任者（条例第6条）

会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

(6) 交付の申請（規則第2条、規則第4条）

政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、議長を経由して、政務活動費交付申請書を市長に提出しなければならない。

会派の代表者は、政務活動費の交付日の10日前までに、政務活動費交付請求書を市長に提出するものとする。

申請した事項に異動が生じたときは、議長を経由して政務活動費交付変更申請書を市長に提出しなければならない。

会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は、議長を経由して会派解散届を市長へ提出しなければならない。

(7) 収支報告書等の提出（条例第7条）

政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費収支報告について（別記様式）により、政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、当該支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添付して議長に提出しなければならない。

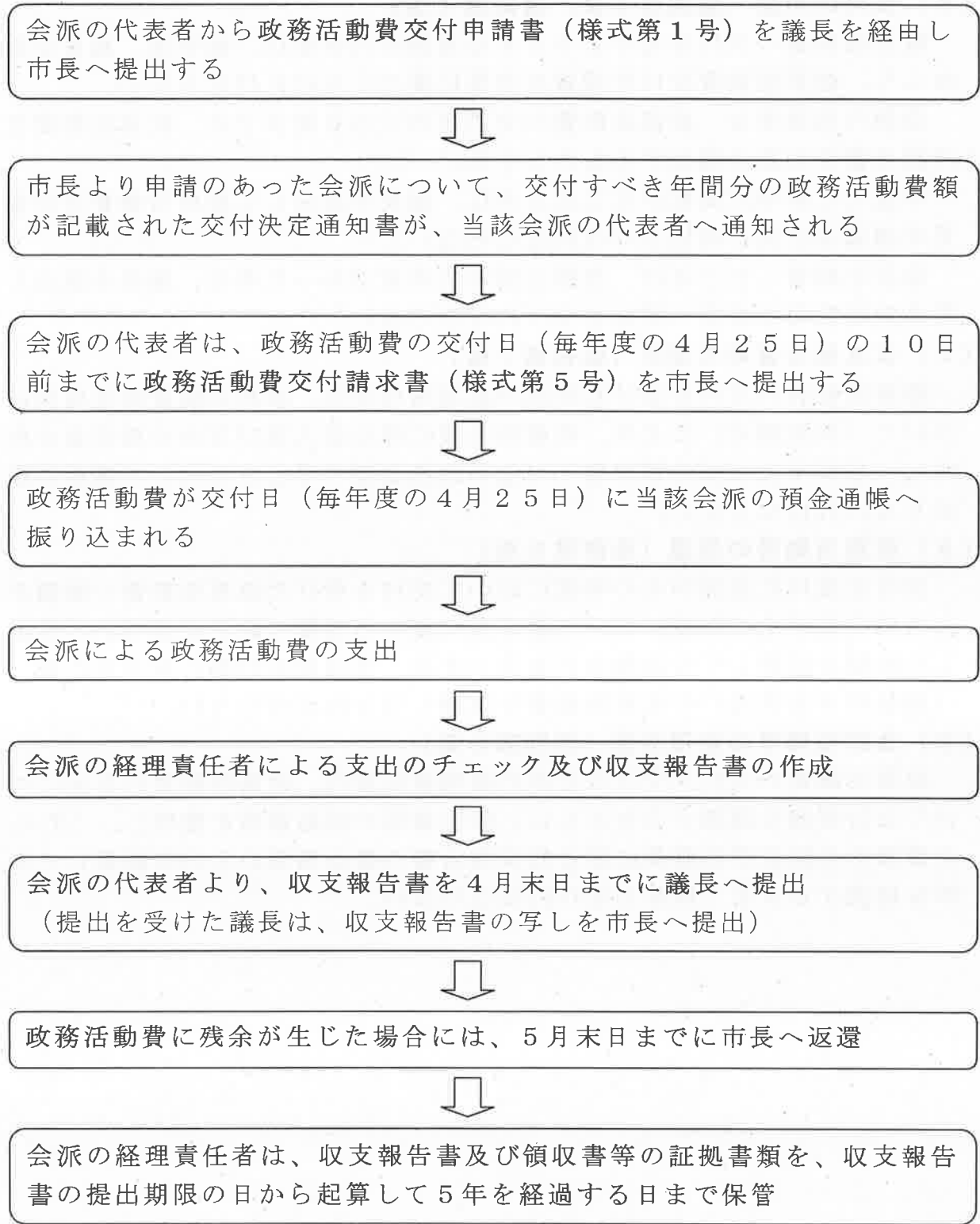
(8) 政務活動費の返還（条例第8条）

交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から当該会派がその年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除してなお残余があるときは、当該残余の額に相当する額（預金利子を含む）の政務活動費を返還しなければならない。

(9) 会計帳簿等の整理保管（規則第6条）

政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

5 政務活動費の交付申請から清算までの主な流れ



Ⅱ 政務活動費に関する基本的な考え方

1 政務活動費の支出原則

政務活動費の執行にあたっては、政務活動の目的及び内容を明確にするため、次の点を考慮し、交付を受けた会派の代表者及び経理責任者が中心となって、当該会派の責任において適切に取り扱うものとする。

- (1) 政務活動の目的が春日部市の市政と関連性があること。
- (2) 政務活動に合理性・必要性があること。
- (3) 政務活動に要した経費が、経済的かつ社会通念上妥当と認められる範囲であること。
- (4) 支出について適正な手続がなされていること。
- (5) 支出について説明責任を明確にすること。

2 政務活動費の支出にあたっての会派の意思統一と了承

春日部市では、政務活動費の交付対象を会派としているため、政務活動費の支出を伴う政務活動は、会派としての意思統一がなされ、政務活動が会派として行うものであることの会派の了承が必要となる。

このため、会派の了承なく会派の構成員である議員個人が政務活動費の支出を伴う政務活動を行うことは認められない。

なお、会派がその構成員である議員個人に会派としての政務活動費の支出を伴う政務活動を行わせるにあたっては、分担すべき活動を個々具体的に明示し、政務活動終了後には会派に報告するものとする。

3 実費弁償の原則

政務活動は、会派の自発的な意思に基づき行われるものであるため、政務活動費は、社会通念上妥当と認められる範囲を前提として、政務活動に要した費用の実費に充当することを原則とする。

4 経費按分の不適用

会派の活動は、政務活動以外にも議会活動、政党活動、選挙活動、後援会活動等と多岐に渡っているため、同日内に複数の活動が行われる場合も考えられる。

しかしながら、政務活動費の支出にあたっては実費弁償の原則に基づき、市政に資するための政務活動に費やした実費のみを適用とするため、支出の一部に政務活動に要した経費があったとしてもそのことが立証できない限り、按分率を用いた金額の算出は行わない。

そのため、会派の責任において、市政に資するための政務活動に費やした実費の算定根拠となる証拠書類等を作成し、説明責任を果たせるようにしなければならない。

5 政務活動費の支出が不適切な経費の例示

次に掲げる経費は、政務活動に要する経費とは認められない経費として例示する。

(1) 交際的な経費

- ① 香典、祝金、寸志等の冠婚葬祭や祝賀会の出席に要する経費
- ② 病気見舞い、餞別、中元、歳暮、年賀状等の儀礼に要する経費
- ③ パーティ券の購入代

(2) 政党活動に要する経費

- ① 党大会への出席に要する経費及び党大会賛助金等に要する経費
- ② 政党の広報紙、パンフレット、宣伝等の印刷発送等に要する経費
- ③ 政党組織事務所の設置や維持管理に要する経費
- ④ 政党、会派の会費

(3) 選挙活動に要する経費

- ① 選挙運動及び選挙活動に要する経費
- ② 各種選挙時における支援活動及び選挙関係資料の作成等に要する経費
- ③ 選挙事務所の設置や維持管理に要する経費

(4) 後援会活動に要する経費

- ① 後援会の活動に要する経費
- ② 後援会事務所の設置及び維持管理に要する経費

(5) 飲食に要する経費

- ① 飲食を主目的とする会議に要する経費
- ② 各種団体等の主催による飲食を主目的とした会合や懇親会の出席に要する経費

(6) その他

- ① 私的な旅行、観光、レクリエーション等に要する経費
- ② 議員が個人的に参加している団体の会費及び会議・集会等への参加に要する経費
- ③ 宗教活動に要する経費
- ④ 公職選挙法等の法令の制限に抵触する経費
- ⑤ 原則として、任期満了前6カ月（2定例会開催の期間）を経過した時期に行う視察及び備品購入に要する経費
- ⑥ 裁判に要する経費
- ⑦ 人件費に要する経費

Ⅲ 政務活動費の取扱基準

政務活動費の支出にあたっては、次の基準を遵守し適切に取り扱うものとする。

(1) 政務活動費の管理及び利子の取扱い

会派は、政務活動費を管理するため、会派名義の預金通帳を備えるものとする。

また、政務活動費の預け入れから発生する預金利子は収入に計上するものとし、政務活動費に残余が生じた場合には、計上された預金利子分も合わせて戻入しなければならない。

(2) 政務活動費の報告書等の提出

経理責任者は、政務活動に要した費用の支出を証明する書類として、領収書、その他の証拠書類を貼付した政務活動費収支報告書を作成し、会派の代表者の承認を得たのち、市長へ報告書の写しを提出しなければならない。

(3) 政務活動費の領収書等

政務活動費の支出にあたっては、交通費、宿泊料及び日当の前渡による支出を除き、原則として領収書を徴するものとする。領収書には品目名、数量等の記載を要し、その宛名は会派名又は議員氏名とする。

また、領収書の内容が不明確である場合（お品代等）には、その詳細を明らかに出来るよう、領収書に実際の品目名、数量、単価等を追記するなど、使途の透明性を確保しなければならない。

(4) 旅費支出明細票

交通費、宿泊料及び日当を支出する場合は、旅費支出明細票を政務活動費支出報告書に添付するものとする。

(5) 視察承認願

会派（会派の了承を得た議員を含む）が、研究会、研修会に参加する場合や、他の自治体等へ視察調査等を行う場合は、視察承認願を会派の代表者を經由して議長に届け出るものとする。

(6) クレジットカード等の支払い

クレジットカード、プリペイドカード、商品券等による支払いは原則認めないものとする。

ただし支払いに関し、経済性・必要性・合理性がある場合には、その限りではない。

(7) ポイントカードの取扱い

ポイント還元サービスを行っている販売店にて物品を購入する場合、ポイントでの購入は行わない。

また、付与されるポイントは辞退しなければならない。なお、意図せず議員個人にポイントが付与された場合には、付与された分を現金換算し、政務活動費の支出金額より差し引くこととする。

(8) 手数料

物品購入時等において、振込手数料や代金引換手数料が発生する場合は、可能な限り手数料が安価になるよう、努めなければならない。

(9) キャンセル料の取扱い

ア. 旅費のキャンセル料

旅費のキャンセル料（手数料）の取り扱いについては、急な公務の発生等、次に定める理由による場合にのみ、政務活動費よりキャンセル料（手数料）を支出することができる。

なお、キャンセル料（手数料）を政務活動費より支出する場合には、視察研修取消届を政務活動費支出報告書に添付するものとする。

※キャンセル料（手数料）を支出できる場合

- ①公務による場合
- ②本市又は視察先の地震、風水害等の自然災害による場合
- ③視察先の理由による場合
- ④本人の病気や怪我による場合
- ⑤親族（祖父母、父母（同居の姻族を含む。）、配偶者及び子）の葬祭による場合

イ. 会場費のキャンセル料

会場費のキャンセル料の取り扱いについては、急な公務の発生や災害等により、会場の使用を中止した場合は、キャンセル料や会場費の経費を政務活動費から支出することができる。

IV 政務活動費の使途基準

春日部市議会政務活動費の交付に関する条例第5条の項目別使途基準の運用は概ね次のとおりとする。

1 調査研究費

会派が行う市政の調査研究に必要な経費

【具体例】

- ・他市等の先進的事例を調査・研究するために行う視察

【使途基準】

費目	使用条件	備考
視察費	視察に必要な会場代や資料代	
旅費 ※1	・交通費（公共交通機関） ・レンタカー借上料 ・駐車場代 ・有料道路通行料 ・バス・タクシー借上料 ・燃料費 ・日当 ・宿泊料	春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の規定による。

【留意事項】

※1 旅費

- (1) 自家用車及びレンタカーを使用する場合は、その日時、経路、目的、経費等を政務活動報告書（交通費用）に記入し、レンタカー借上料、駐車場代、有料道路通行料、燃料費が確認できる領収書等を添付する。
- (2) レンタカー借上料、駐車場代、有料道路通行料、燃料費は実費を支出するものとする。ただし、政務活動に使用されたことが立証できる分を支給対象とする。
- (3) 借上げバス・タクシーを使用する場合は、他の公共交通機関がない場合、時間的いとまがない場合、身体的な障がいがある場合等、合理的な説明ができる場合に限る。

【政務活動費を充てることができない経費】

- (1) 海外視察旅費
- (2) 視察のための旅行保険料

2 研修費

団体等が開催する研修会、意見交換会等への参加に必要な経費

【具体例】

- ・他団体等が開催する研修会や意見交換会への参加

【使途基準】

費目	使用条件	備考
出席者負担金又は参加費	他の団体が開催する研修会、意見交換会等への出席者負担金又は参加費	出席者負担金や参加費については、事前に明確に定められているものに限る。
旅費 ※1	<ul style="list-style-type: none">・交通費（公共交通機関）・レンタカー借上料・駐車場代・有料道路通行料・バス・タクシー借上料・燃料費・日当・宿泊料	春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の規定による。

【留意事項】

※1 旅費

- (1) 自家用車及びレンタカーを使用する場合は、その日時、経路、目的、経費等を政務活動報告書（交通費用）に記入し、レンタカー借上料、駐車場代、有料道路通行料、燃料費が確認できる領収書等を添付する。
- (2) レンタカー借上料、駐車場代、有料道路通行料、燃料費は実費を支出するものとする。ただし、政務活動に使用されたことが立証できる分を支給対象とする。
- (3) 借上げバス・タクシーを使用する場合は、他の公共交通機関がない場合、時間的いとまがない場合、身体的な障がいがある場合等、合理的な説明ができる場合に限る。
- (4) 出席者負担金又は参加費に宿泊料が含まれている場合、春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の規定による宿泊料は支出しない。

3 広報費

会派が行う活動及び市政について市民に報告するために必要な経費

【具体例】

- ・市民へ市政について報告するための会議の開催
- ・活動報告資料の作成、郵送
- ・ホームページによる活動報告

【使途基準】

費目	使用条件	備考
会場費 ※1	報告会を開催するための会場借上に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・会場借上に係る経費 ・会場設営にかかる什器等の借上に係る経費 ・看板、横断幕代 	
印刷製本費 ※2	会派が発行する市政や会派活動を掲載した広報誌(紙)、報告会などの案内状、報告会資料等の作成に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・コピー代 ・写真代(フィルム現像、焼付、電子データ化等) 	
送料 ※3	書類の送付に要する経費	
情報通信費 ※4	ホームページ等開設費、維持管理費	

【留意事項】

※1 会場費

- (1) 開催日時、開催場所、開催目的、開催内容、出席者、来場者数などを明確にする。

※2 印刷製本費

- (1) 発行責任者は会派の代表者とし、成果物を収支報告書へ添付する。

※3 送料

- (1) 郵送物、送付日、送付件数、送付者、費用等を明確にする。

※4 情報通信費

- (1) 掲載内容は会派が行う活動や市政についてに限る。

4 広聴費

会派が行う市民からの市政及び会派の活動に対する要望及び意見の聴取、市民相談等に必要な経費

【具体例】

- ・市民の要望や意見を聴取するための意見交換会の開催
- ・市民アンケート調査の資料作成・送付
- ・ホームページによる要望・意見の聴取

【使途基準】

費 目	使用条件	備 考
会場費 ※ 1	意見交換会等を開催するための会場借上に要する経費 ・会場借上に係る経費 ・会場設営にかかる什器等の借上に係る経費 ・看板、横断幕代	
印刷製本費 ※ 2	意見交換会などの案内状、住民アンケート等の作成に要する経費 ・コピー代 ・写真代（フィルム現像、焼付、電子データ化等）	
送料 ※ 3	書類の送付に要する経費	
情報通信費 ※ 4	ホームページ等開設費、維持管理費	

【留意事項】

※ 1 会場費

- (1) 開催日時、開催場所、開催目的、開催内容、出席者、来場者数などを明確にする。

※ 2 印刷製本費

- (1) 発行責任者は会派の代表者とし、成果物を収支報告書へ添付する。

※ 3 送料

- (1) 郵送物、送付日、送付件数、送付者、費用等を明確にする。

※ 4 情報通信費

- (1) 掲載内容は市民からの意見の聴取やアンケートに限る。

5 要請・陳情活動費

会派が行う要請及び陳情活動に必要な経費

【具体例】

- ・国や県などの公的機関への要請・陳情
- ・要望・陳情書の作成、郵送

【使途基準】

費目	使用条件	備考
旅費 ※1	<ul style="list-style-type: none"> ・交通費（公共交通機関） ・レンタカー借上料 ・駐車場代 ・有料道路通行料 ・バス・タクシー借上料 ・燃料費 ・日当 	春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の規定による。
印刷製本費 ※2	要請・陳情活動に係る資料及び活動報告書等の作成に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・コピー代 ・写真代（フィルム現像、焼付、電子データ化等） 	
送料 ※3	書類の送付に要する経費	

【留意事項】

※1 旅費

- (1) 自家用車及びレンタカーを使用する場合は、その日時、経路、目的、経費等を政務活動報告書（交通費用）に記入し、レンタカー借上料、駐車場代、有料道路通行料、燃料費が確認できる領収書等を添付する。
- (2) レンタカー借上料、駐車場代、有料道路通行料、燃料費は実費を支出するものとする。ただし、政務活動に使用されたことが立証できる分を支給対象とする。
- (3) 借上げバス・タクシーを使用する場合は、他の公共交通機関がない場合、時間的いとまがない場合、身体的な障がいがある場合等、合理的な説明ができる場合に限る。

※2 印刷製本費

- (1) 写真代は記念写真を除く。
- (2) 発行責任者は会派の代表者とし、成果物を収支報告書へ添付する。

※3 送料

- (1) 郵送物、送付日、送付件数、送付者、費用等を明確にする。

6 会議費

会派が開催する各種会議に必要な経費

【具体例】

- ・ 市政について研究するための研修会や研究会の開催

【使途基準】

費 目	使用条件	備 考
会場費 ※1	各種会議を開催するための会場借上に係る経費 ・ 会場借上に係る経費 ・ 会場設営にかかる什器等の借上に係る経費 ・ 看板、横断幕代	
印刷製本費 ※2	各種会議の参加者へ配布する資料等の作成に要する経費 ・ コピー代 ・ 写真代（フィルム現像、焼付、電子データ化等）	
謝礼	各種会議のために招聘する講師謝礼	
食糧費	お茶、茶菓子	社会通念上妥当と認められる範囲内とする。
送料 ※3	書類の送付に要する経費	

【留意事項】

※1 会場費

- (1) 開催日時、開催場所、開催目的、開催内容、出席者、来場者数などを明確にする。

※2 印刷製本費

- (1) 写真代は記念写真を除く。
- (2) 発行責任者は会派の代表者とし、成果物を収支報告書へ添付する。

※3 送料

- (1) 郵送物、送付日、送付件数、送付者、費用等を明確にする。

※4 その他

- (1) 当該会議に収入（参加費等）がある場合は、当該支出総額から、当該収入を差引くこととする。

7 資料作成費

会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費

【具体例】

- ・資料作成に伴う印刷機やコピー機の使用
- ・外国語による文書や参考資料の翻訳

【使途基準】

費 目	使用条件	備考
印刷製本費 ※1	会派が作成した資料に要する経費 ・コピー代 ・写真代（フィルム現像、焼付、電子データ化等）	
翻訳料	外国の文献の翻訳や古文書の現代語翻訳等に要する経費	

【留意事項】

※1 印刷製本費

- (1) 写真代は記念写真を除く。

8 資料購入費

会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費

【具体例】

- ・新聞や月刊誌などの購読
- ・参考図書の購入

【使途基準】

費目	使用条件	備考
新聞等購読費 ※1	・新聞代 ・有料データベース利用料 ・機関紙代	
消耗図書費	消耗図書の購入に要する経費	
備品図書費 ※2	備品図書の購入に要する経費	春日部市物品規則の規定に準じ、取得額が1万円以上のもの。
追録費	加除式図書等の追録に要する経費	

【留意事項】

※1 新聞等購読費

- (1) 新聞等の購読部数については、必要最小限の部数とする。
- (2) 所属政党が発行する新聞や機関紙等の購読料は該当しない。
- (3) 娯楽性の高いスポーツ紙や週刊誌等の購読料は該当しない。
- (4) 年間購読料については、原則として当該年度に支払いをした当該年度分を対象とする

※2 備品図書費

- (1) 備品図書には、政務活動費備品台帳に記載し、備品シールを貼付し管理する。
- (2) 備品図書を廃棄処分した場合は、廃棄した年月日を政務活動費備品台帳に記載する。

9 事務費

会派が行う活動に必要な備品及び消耗品の購入、情報通信等に要する経費

【具体例】

- ・備品や消耗品の購入
- ・備品のリース契約
- ・インターネットによる情報収集

【使途基準】

費目	使用条件	備考
備品費 ※1	備品購入に要する経費	春日部市物品規則に準じ、取得金額が2万円以上のもの。
消耗品費	消耗品の購入に要する経費	必要以上に余剰が出ないように努めること。
リース費 ※2	備品のリースに要する経費	
情報通信費 ※3	インターネット接続費	

【留意事項】

※1 備品費

- (1) 備品には、政務活動費備品台帳に記載し、備品シールを貼付し管理する。
- (2) 備品は可能な限り購入を行わず、リースにて対応することを原則とするが、経済性を考慮した結果、購入が有利であると判断される場合は、購入することができる。
- (3) 購入した備品は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令を参照）の使用を前提とし、必要性・妥当性が無い場合、同一物品の購入は出来ない。
- (4) 法定耐用年数が経過し残存価値が消滅した備品や、著しい破損などにより使用に耐えられなくなった備品は、政務活動費備品台帳に廃棄年月日を記載し、適切に廃棄する。
- (5) 固定型の備品の場合、備え付ける場所は、市役所会派控え室とする。
- (6) 政務活動の必要性から会派所属議員個人が備品を保管している場合、議員を退いた場合には、会派へ返却する。
- (7) 会派が合併した場合は、合併後の会派へ備品を引き継ぐ。
- (8) 会派が解散し、新たに複数の会派が結成された場合は、議会事務局にて備品を保管し、希望する会派に所管換え等の処理をする。
- (9) 会派の所属議員が、当該会派を脱会した場合は、備品の所管換えは行わない。

※2 リース費

(1) リース契約の途中解約により発生する違約金は該当しない。

※3 情報通信費

(1) 現存の設備（議会棟設置の無線LANを利用したインターネット接続）を、利用する会派にて共有して利用する。

(2) インターネット利用料の支払いは、利用する会派の数で除した月額使用料を支出する。

●備品シール



入力情報

- ①備品番号
- ②購入年月日
- ③購入会派

減価償却資産の耐用年数等に関する省令(一部抜粋)

種類	構造又は用途	細目	耐用年数(年)	
器 具 及 び 備 品	1 家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品(他の項に掲げるものを除く。)	事務机、事務いす及びキャビネット		
		主として金属製のもの	15	
		その他のもの	8	
		冷凍機付又は冷蔵機付のもの	6	
		その他のもの	8	
		その他の家具		
		接客業用のもの	5	
		その他のもの		
		主として金属製のもの	15	
		その他のもの	8	
		ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	5	
		冷房用又は暖房用機器	6	
		電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	6	
		氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー(電気式のものを除く。)	4	
		カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品	3	
		じゅうたんその他の床用敷物		
		小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用又は劇場用のもの	3	
		その他のもの	6	
		その他のもの		
		主として金属製のもの	15	
		その他のもの	8	
		2 事務機器及び通信機器	謄写機器及びタイプライター	
		孔版印刷又は印書業用のもの	3	
		その他のもの	5	
	電子計算機			
	パーソナルコンピューター(サーバー用のものを除く。)	4		
	その他のもの	5		
	複写機、計算機(電子計算機を除く。)、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	5		
	その他の事務機器	5		
	インターホーン及び放送用設備	6		
電話設備その他の通信機器				
デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	6			
その他のもの	10			
3 時計、試験機器及び測定機器	時計	10		
4 光学機器及び写真製作機器	カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	5		

V 参考資料

■ 政務活動費（政務調査費）の交付に関する条例の制定経過

年 月 日	内 容
平成12年 5月31日	政務調査費の交付について条例で規定することとする地方自治法の改正（平成12年法律第89号）が公布、施行された。 ※従来は、地方自治法第232条の2の規定により「補助金」として交付していた。
平成12年10月26日	各派代表者会議にて「政務調査費」の額について協議 …特別職報酬等審議会の意見を求める方向で決定
平成12年11月 6日	各派代表者会議にて「政務調査費」の条例の提案者について協議 …議員提案で決定
平成12年11月22日	各派代表者会議にて「政務調査費」について協議 …交付対象、交付方法、使途基準について
平成12年12月22日	各派代表者会議にて「政務調査費」の額について協議 …各会派に額について意見を求める。（現行どおりか、プラスαとするのか）
平成13年 1月 9日	市長より特別職報酬等審議会に「議会の政務調査費の額について」が諮問される。
平成13年 1月16日	特別職報酬等審議会にて政務調査費の額について協議 …それまでの年額15万9千円から20万円程度に引き上げることにについて意見が交わされ、審議会として「月額1万6,500円、年額19万8千円」とすることで承認される。
平成13年 1月19日	特別職報酬等審議会から市長に「議会の政務調査費の額について」が答申される。（月額1万6,500円、年額19万8千円）
平成13年 1月31日	各派代表者会議にて「政務調査費」について協議、額について最終合意する。 （特別職報酬等審議会の答申のとおり）
平成13年 2月16日	各派代表者会議にて「政務調査費の交付に関する条例案」の提案者等について協議 …提案説明者＝議会運営委員長、提案者＝春日部21、共産党を除く議会運営委員
平成13年 2月21日	平成13年3月春日部市議会定例会（開会日）において、議員提出議案により「春日部市議会政務調査費の交付に関する条例」が提出され、同日、賛成多数で可決される。

平成13年 4月 1日	「春日部市議会政務調査費の交付に関する条例」が施行される。
平成17年10月 1日	合併後の額が、合併調整により春日部市の額（月額1万6,500円）に統一される。 ※ただし、報酬は、在任特例期間中は、旧市町の額とされた。
平成25年 3月 1日	春日部市議会政務活動費の交付に関する条例及び春日部市議会政務活動費の交付に関する規則の改正を行い、条文中「政務調査費」を「政務活動費」に改めた。また、条例では「政務活動費を充てることができる経費の範囲」の別表を規定した。
平成26年 4月 1日	議会改革検討特別委員会にて「政務活動費」の用途項目について協議 春日部市議会政務活動費の交付に関する条例の改正を行い、用途項目に「研修費」「広報費」「広聴費」を新たに追加した。

■政務活動費（政務調査費）の額について（議員1人あたり）

- 平成 3年4月～ 年額150,000円（補助金として会派に交付）
- 平成 4年4月～ 年額159,000円（補助金として会派に交付）
※6.4%の報酬改訂に伴い増額改訂する。
- 平成13年4月～現在 年額198,000円（政務調査費として会派に交付）
（159,000円＋増額39,000円＝198,000円）
※旧春日部市＝年額198,000円（月額＝16,500円）
※旧庄和町＝年額 60,000円（月額＝ 5,000円）

VI 関係法令

○春日部市議会政務活動費の交付に関する条例

平成17年10月11日条例第211号
改正

平成19年6月18日条例第40号

平成20年9月24日条例第41号

平成25年2月18日条例第3号

平成25年12月13日条例第47号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、春日部市議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、春日部市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対し政務活動費を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、会派に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

第3条 会派に対する政務活動費の月額額は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に16,500円を乗じて得た額とする。

2 政務活動費は、毎年度の4月25日（その日が市の休日に当たるときは、その翌日）に当該年度分を交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

3 年度の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（結成された日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。

4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、当該基準日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

(所属議員数の異動に伴う調整)

第4条 政務活動費の交付を受けた会派が年度の途中において所属議員数に異動が生じた場合であって、異動が生じた日の属する月の翌月（異動が生じた日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回るときは会派は当該上回る額を返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分（解散の日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、要請、陳情、各種会議

の開催等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他市民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

- 2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。
（経理責任者）

第6条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

（収支報告書の提出）

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費収支報告について（別記様式）により、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、当該支出に係る領収書その他の証拠書類（以下「領収書等」という。）の写しを添付して議長に提出しなければならない。

- 2 収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月末日までに提出しなければならない。
- 3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者は、解散のときから30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

（政務活動費の返還）

第8条 政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から当該会派がその年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除してなお残余があるときは、当該残余の額に相当する額（預金利子を含む。）の政務活動費を返還しなければならない。

（収支報告書の保存）

第9条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書及び領収書等の写しを、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

（透明性の確保）

第10条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成17年10月分の政務調査費にあつては、第3条第1項の規定にかかわらず、春日部市議会の会派設置に関する規程（平成17年議会訓令第1号）第3条に定める届出書の提出期限をもって基準日とする。

附 則（平成19年6月18日条例第40号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第7条及び第9条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出される収支報告書及びこれに係る領収書その他の証拠書類の写し（以下「収支報告書等」という。）について適用し、施行日前に提出される収支報告書等については、なお従前の例による。

附 則（平成20年9月24日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年2月18日条例第3号）

(施行期日)

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の春日部市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前にこの条例による改正前の春日部市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月13日条例第47号）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の春日部市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

項目	内容
1 調査研究費	会派が行う市政の調査研究に必要な経費
2 研修費	団体等が開催する研修会、意見交換会等への参加に必要な経費
3 広報費	会派が行う活動及び市政について市民に報告するために必要な経費
4 広聴費	会派が行う市民からの市政及び会派の活動に対する要望及び意見の聴取、市民相談等に必要な経費
5 要請・陳情活動費	会派が行う要請及び陳情活動に必要な経費
6 会議費	会派が開催する各種会議に必要な経費
7 資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
8 資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
9 事務費	会派が行う活動に必要な備品及び消耗品の購入、情報通信等に要する経費

(注) 旅費は春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第46号）第6条の規定を準用して算出した額を基準とする。

○春日部市議会政務活動費の交付に関する規則

平成17年10月11日議会規則第5号
改正

平成20年9月18日議会規則第1号

平成25年2月18日議会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、春日部市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年条例第211号。以下「条例」という。）に基づき交付される政務活動費について必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、議長を経由して政務活動費交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。また、申請した事項に異動が生じたときは、議長を経由して政務活動費交付変更申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は、議長を経由して会派解散届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第3条 市長は、毎年度、前条の規定により申請のあった各会派について交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者に政務活動費交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(交付請求)

第4条 会派の代表者は、政務活動費の交付日の10日前までに、政務活動費交付請求書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

(収支報告書の写しの送付)

第5条 議長は、条例第7条第1項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿等の整理保管)

第6条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年9月18日議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年2月18日議会規則第2号）

(施行期日)

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の春日部市議会政務活動費の交付に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前にこの規則による改正前の春日部市議会政務調査費の交付に関する規則の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

Ⅶ 様式集

1. 政務活動費の交付に関する条例関係

- 別記様式（第7条関係） 政務活動費収支報告（経理責任者）・・・・・・・・・・ 29
- 別記様式（第7条関係）別紙 政務活動費収支報告書（会派）・・・・・・・・・・ 30

2. 政務活動費の交付に関する規則関係

- 様式第1号（第2条関係） 政務活動費交付申請書・・・・・・・・・・ 31
- 様式第2号（第2条関係） 政務活動費交付変更申請書・・・・・・・・・・ 32
- 様式第3号（第2条関係） 会派解散届・・・・・・・・・・ 33
- 様式第4号（第3条関係） 政務活動費交付決定通知書・・・・・・・・・・ 34
- 様式第5号（第4条関係） 政務活動費交付請求書・・・・・・・・・・ 35

3. 政務活動費支出に関する手引書関係

- 旅費支出明細票・・・・・・・・・・ 36
- 政務活動費報告書（交通費用）・・・・・・・・・・ 37
- 政務活動費備品台帳・・・・・・・・・・ 38
- 視察研修取消届・・・・・・・・・・ 39

別記様式（第7条関係） 政務活動費収支報告

別記様式(第7条関係)

年 月 日

春日部市議会議長

様

会 派 名
(経理責任者名)

印

年度政務活動費収支報告について

春日部市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項に基づき、別紙のとおり
年度政務活動費収支報告書を提出します。

別紙 政務活動費収支報告書

別記様式（第7条関係）
別紙

年度政務活動費収支報告書

(会派名)

1 収入
政務活動費 円

2 支出

(単位：円)

項目	金額	備考
調査研究費		
研修費		
広報費		
広聴費		
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
事務費		
合計		

3 残額 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

様式第1号（第2条関係） 政務活動費交付申請書

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

春日部市長

様

（春日部市議会議長経由）

会 派 名

代表者名

印

政務活動費交付申請書

春日部市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 会 派 の 名 称

2 会派結成年月日

3 代 表 者 名

4 経 理 責 任 者

5 所 属 議 員 数 名（ 月1日現在）

6 交 付 申 請 額（ 年度分）

様式第2号(第2条関係) 政務活動費交付変更申請書

様式第2号(第2条関係)

年 月 日

春日部市長

様

(春日部市議会議長経由)

会 派 名

代表者名

印

政務活動費交付変更申請書

春日部市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 異動内容

区 分	新	旧	異 動 年 月 日
会 派 の 名 称			
代 表 者 名			
経 理 責 任 者 名			
所 属 議 員 数			
交付申請額(年度分)	円	円	

様式第3号（第2条関係） 会派解散届

様式第3号(第2条関係)

年 月 日

春日部市長

様

(春日部市議会議長経由)

会 派 名

代表者名

印

会派解散届

春日部市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 解散した会派の名称

- 2 会派の解散年月日

様式第4号（第3条関係） 政務活動費交付決定通知書

様式第4号（第3条関係）

年 月 日

（会派代表者氏名） 様

春日部市長



政務活動費交付決定通知書

年 月 日申請のあった政務活動費の交付について下記のとおり決定したので、春日部市議会政務活動費の交付に関する規則第3条の規定により通知します。

記

1 年度政務活動費交付決定額（年額） 円

様式第5号（第4条関係） 政務活動費交付請求書

様式第5号（第4条関係）

年 月 日

春日部市長
様
(春日部市議会議長経由)

会 派 名
代表者名 印

政務活動費交付請求書

春日部市議会政務活動費の交付に関する規則第4条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

1 金 円
ただし、年 月分～ 月分

2 交付月の基準日における所属議員数 名

政務活動報告書（交通費用）

政務活動報告書（交通費用）

会派名			
利用者氏名	④	会派代表 承認	
日付	年 月 日	使用時間	時 分から 時 分
使用車両	<input type="checkbox"/> 自家用車 <input type="checkbox"/> レンタカー <input type="checkbox"/> タクシー <input type="checkbox"/> その他（ ）	移動距離	約 Km
移動経路	<input type="checkbox"/> 往復		
目的			
公共交通機関を利用できない理由	<input type="checkbox"/> 公共交通機関が存在していないため <input type="checkbox"/> けが・病気等の身体的理由のため <input type="checkbox"/> 天災等の影響のため <input type="checkbox"/> 公共交通機関より経済的かつ合理的なため <input type="checkbox"/> その他（ ）		
政務活動費 相当額	燃料費分 円	有料道路分 円	合計 円
	タクシー分 円	駐車場分 円	
	レンタカー借上分 円		
領収書添付欄			

視察研修取消届

視察研修取消届

会派名							
利用者氏名	⑩	会派代表 承認					
届 出 日	年 月 日						
キャンセル 理 由	<input type="checkbox"/> 急な公務のため () <input type="checkbox"/> 病気怪我のため () <input type="checkbox"/> 親族の不幸のため (関係 :) <input type="checkbox"/> その他 ()						
キャンセル 料 内 訳	旅 費	電車乗車券	円	払戻額	円	差額 (手数料)	円
		航空券	円	払戻額	円	差額 (手数料)	円
		その他 ()	円	払戻額	円	差額 (手数料)	円
	研修参加費		円	払戻額	円	差額 (手数料)	円
	資料代		円	払戻額	円	差額 (手数料)	円
	宿泊費		円	払戻額	円	差額 (手数料)	円
	日 当		円	払戻額	円	差額 (手数料)	円
キャンセル料合計 (手数料)						円	
戻入額 (払戻額計)						円	

監測數據分析表

					日期
					時間
項目	標準	單位	說明	備註	
PM ₁₀	0.15	mg/m ³	PM ₁₀ 標準		
PM _{2.5}	0.075	mg/m ³	PM _{2.5} 標準		
SO ₂	0.5	mg/m ³	SO ₂ 標準		
NO ₂	0.2	mg/m ³	NO ₂ 標準		
CO	4.0	mg/m ³	CO 標準		
NO _x	0.2	mg/m ³	NO _x 標準		
PM ₁₀ 24小時平均	0.5	mg/m ³	PM ₁₀ 24小時平均標準		
PM _{2.5} 24小時平均	0.25	mg/m ³	PM _{2.5} 24小時平均標準		
SO ₂ 24小時平均	1.5	mg/m ³	SO ₂ 24小時平均標準		
NO ₂ 24小時平均	0.4	mg/m ³	NO ₂ 24小時平均標準		
CO 24小時平均	12.0	mg/m ³	CO 24小時平均標準		
NO _x 24小時平均	0.4	mg/m ³	NO _x 24小時平均標準		

別紙要領

反問権の運用について

○反問権とは

議員が行った質疑・質問に対して執行機関側が答弁するにあたり、その前提として、当該議員に対して疑義をただし、議員側の答弁を求めるもの。

○反問権を行使できる者

市長、副市長、病院事業管理者、教育長、執行機関の部長級職員、及び常任委員会における説明職員

※議員提出議案に対する質疑であって、議員同士での質疑、答弁が予定される場合は、提案(答弁)議員は反問権を行使しない。また、動議についても同様に、質疑があった場合、提出者は反問権を行使しない。

○反問権を行使できる機会

市議会本会議及び常任委員会における議案質疑、並びに市政に関する一般質問

○議事進行上のルール

- ・反問権を行使するにあたり、執行部側は事前の通告は要しない。
- ・反問を行う場合は、反問であることを明確にするため、演壇に立ったときに議長に反問の許可を求め、許可する旨の議長発言の後に反問発言をする。

※「演壇に立ったとき」の解釈は、次の二つの場合を言う。

○答弁者が議長の指名により答弁のために演壇に立ったとき

○答弁者以外の者が反問権を行使するために議長から発言の許可を得て演壇に立ったとき

- ・反問発言は簡潔明瞭に行う。
- ・質問議員側は、反問があった直後の答弁時に、反問に対して誠実に答弁しなければならない。

○反問の回数と時間

- ・執行部側の反問の回数については定めない。また、反問やその答弁に要する時間は、質疑質問の発言持ち時間に含まれるものとする。

○反問の内容

- ・質問の内容が多岐にわたっていたり、発言表現が錯綜しているため、質問の趣旨を確認する場合

・議員の提案する施策内容等に対して、その根拠や理由、予算確保策をただす場合

※反問は質問議員に対して疑義をただすものであるため、執行部側の私見や意見を述べることはできない。

※議員の品位をおとしめたり、議員の見識を疑うような発言はしてはならない。

☆反問権を行使する場合の議事進行例（本会議）

※常任委員会での反問権の行使は、以下に示す質疑と同様のタイミングで自席から委員長の許可を求めて行使する。

①議長…「〇〇番 〇〇 〇〇議員。」

【 質疑・質問者（議員）、演壇に立つ 】

↓

②質疑・質問者（議員）…「質疑（質問）。以上でございます。」

↓

↓

【 反問権行使のタイミング 】

③－ 1 **答弁者**の場合 議長…「答弁を求めます。〇〇部長。」

↓

演壇に立ったとき

③－ 2 **答弁者以外の者**の場合……………＜ 議長が答弁者を指名する前に ＞

市長等（自席にて）…「議長、発言してもよろしいでしょうか。」

議長…「発言を許します。〇〇部長（または市長等）」

↓

演壇に立ったとき

【 反問権行使想定ケース 】

1、**答弁者**として反問権を行使する場合については、2ページの例1、例2、例3のケース

2、**答弁者以外の者**が行使する場合については、3ページの例4、例5、例6のケース

※実際に反問権を行使する場合は④（4ページ）へ進む。

【 答弁者が行使 】

例 1 : 議案質疑・一般質問（一括質問一括答弁方式）

大項目 3 について、反問権を行使する場合

大項目 1（A 部所管事項） A 部長は、答弁前に議長に許可を受け反問権を行使。
（反問が終了するまで続ける）反問終了後、大項目 1、
3 について答弁

大項目 2（B 部所管事項） B 部長答弁

大項目 3（A 部所管事項）

※ 2 回目、3 回目に行使する場合も同様

例 2 : 一般質問（一問一答方式 1 回目）

大項目 3 について、反問権を行使する場合

大項目 1（A 部所管事項） A 部長答弁

大項目 2（B 部所管事項） B 部長答弁

大項目 3（A 部所管事項） A 部長は、答弁前に議長に許可を受け反問権を行使。
（反問が終了するまで続ける）反問終了後、答弁

例 3 : 一般質問（一問一答方式再質問以降）

大項目 2 について、反問権を行使する場合

大項目 1 再質問以降（A 部所管事項） A 部長答弁

大項目 2 再質問以降（B 部所管事項） B 部長は、答弁前に議長に許可を受け反問権を行使。（反問が終了するまで続ける）反問終了後、答弁。その後、一問一答方式で質問・答弁

大項目 3 再質問以降（A 部所管事項） A 部長答弁

【 答弁者以外の者が行使 】

例 4 : 議案質疑・一般質問（一括質問一括答弁方式）

大項目 3 について、反問権を行使する場合

大項目 1（A 部所管事項） A 部長の答弁前に、「市長等」が議長に許可を受け反問権を行使。（反問が終了するまで続ける）反問終了後、A 部長が大項目 1、3 について答弁

大項目 2（B 部所管事項） B 部長答弁

大項目 3（A 部所管事項）

※ 2 回目、3 回目に行使する場合も同様

※ 市長等が複数の大項目に渡り反問権を行使する場合は、大項目ごとに議長の許可を得て行う。

例 5 : 一般質問（一問一答方式 1 回目）

大項目 3 について、反問権を行使する場合

大項目 1（A 部所管事項） A 部長答弁

大項目 2（B 部所管事項） B 部長答弁

大項目 3（A 部所管事項） A 部長の答弁前に、「市長等」が議長に許可を受け反問権を行使。（反問が終了するまで続ける）反問終了後、A 部長が答弁

例 6 : 一般質問（一問一答方式再質問以降）

大項目 2 について、反問権を行使する場合

大項目 1 再質問以降（A 部所管事項） A 部長答弁

大項目 2 再質問以降（B 部所管事項） B 部長の答弁前に、「市長等」が議長に許可を受け反問権を行使。（反問が終了するまで続ける）反問終了後、B 部長が答弁。その後、一問一答方式で質問・答弁

大項目 3 再質問以降（A 部所管事項） A 部長答弁

【 答弁者が行使 】

↓
↓
↓
↓
↓

④ ○○部長…「はい、議長。」

【 ○○部長、演壇に立つ 】

↓
↓

⑤ 「○○部長」または「市長等」…「議長、ただいまの質疑（質問）に対し反問してもよろしいでしょうか。」

- ・反問の申し出は、議場出席者が議長の指名により演壇に立ち、答弁を始める前に、議長に許可を求める。

↓
↓

⑥議長…「反問を許可いたします。」

- ・議長は、議場出席者から演壇において反問の申し出があったときは、これを許可できる。

↓
↓

⑦ 「○○部長」または「市長等」…簡潔明瞭に反問発言を行う。

- ・反問発言後、降壇し、答弁を聞く。
 - 「議案質疑」の際には、自席に戻る。
 - 「市政に関する一般質問」の際には、答弁者控席（市長等は自席）に戻る。

↓
↓

⑧議長…「ただいまの反問に対する答弁を求めます。○○議員。」

- ・質疑・質問者（議員）は、議場出席者の反問に対して誠実に答弁を行う。

↓
↓

5 ページへ

【 答弁者以外の者が行使 】

↓

市長等（自席にて）…

「議長、発言してもよろしいでしょうか。」

※詳細は、1 ページ③-2を参照

↓

④ 市長等…「はい、議長。」

【 市長等、演壇に立つ 】

↓
↓

【 再度、反問発言を行使 】

(挙手して指名を待つ)



⑨議長…「〇〇部長（または市長等）」



⑩「〇〇部長」または「市長等」…「はい、議長。」

【 〇〇部長または市長等、再度演壇に立つ 】



⑪簡潔明瞭に再度反問発言を行う。



⑫議長…「ただいまの再度の反問に対する答弁を求めます。〇〇議員。」

・質疑・質問者（議員）は、議場出席者の再度の反問に対して誠実に答弁を行う。



【 以降も反問権を行使する場合は、上記⑨から⑫までを繰り返す。行使しない場合は※印（右上）へ進む 】

【 反問権の行使を終了 】

⑬〇〇部長…「反問を終了し、〇〇〇についての質疑（質問）に対する答弁を申し上げます。」



【 引き続き、質疑（質問）、答弁を行う 】

【 ※再度行使しない場合 】

(挙手して指名を待つ)



⑨→⑩→⑬へ進む

春日部市議会における災害発生時の対応要領

(目的)

第1条 この要領は、春日部市において地震その他の事象による災害発生時の春日部市議会及び春日部市議会議員（以下「議員」という。）の対応等を定めることにより、春日部市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携を図り、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与することを目的とする。

(本部の設置)

第2条 春日部市議会議長（以下「議長」という。）は、市対策本部が設置されたときは、これに協力及び支援するため、春日部市議会災害対策支援本部（以下「本部」という。）を設置するものとする。

(本部の組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長、本部役員及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、議長をもって充て、本部の事務を統括し、本部役員及び本部員を指揮監督する。

3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 本部役員は、各会派の代表者をもって充て、本部長及び副本部長を補佐するとともに、本部の事務に従事する。

5 本部員は、議員（議長、副議長及び各会派の代表者にある議員を除く。）をもって充て、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(本部の任務)

第4条 本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 議員の安否確認を行うこと。
- (2) 市対策本部から災害情報の報告を受け、議員に情報提供を行うこと。
- (3) 議員から災害情報を収集、整理し、市対策本部に情報提供を行うこと。
- (4) 被災地及び避難所等の調査を行うこと。
- (5) その他本部が必要と認める事務

(議員の対応)

第5条 議員の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を本部に報告し、連絡体制を確立すること。

- (2) 本部から情報提供を受け、地域の防災活動に資すること。
- (3) 被災地及び避難所等で情報収集を行い、必要に応じて本部に報告すること。
- (4) 被災地における救援活動に協力すること。
- (5) 被災者に対する相談又は助言を行うこと。

(災害発生時の参集)

第6条 本部長、副本部長、本部役員及び本部員は、地震その他の事象により、市域において大規模な災害が発生すると思料するときは、本部長が別に定める基準に従い、本部長が指定する場所に参集するものとする。

(議会事務局の対応)

第7条 議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務局長は、市対策本部の会議等に参加し、情報収集に努めるとともに、本部に情報提供する。
- (2) 事務局職員は、本部の事務に従事する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要領は、平成25年2月4日から施行する。

大規模災害発生時の春日部市議会議員の行動マニュアル

1. 初動時の参集基準

議員は、春日部市の市域において大規模災害の発生をテレビ、ラジオ等で覚知したときは、「春日部市議会における災害発生時の対応要領」及び次の基準に基づき行動する。

なお、春日部市議会災害対策支援本部が設置された場合は、本部長の指示に基づき行動する。

(1) 地震災害の場合

震度等	参集する者	参集場所
震度5弱	本部長、副本部長及び本部役員	春日部市議会
震度5強以上 (市において災害対策本部を設置)	本部長、副本部長、本部役員 (災害対策支援本部設置)	本部長が指定する場所
本部長から指示があったとき	本部員 (災害対策支援本部に全議員が参集)	本部長が指定する場所

(2) 水害、その他の災害の場合

状況等	参集する者	参集場所
市において災害対策本部を設置したとき(※)	本部長、副本部長、本部役員 (災害対策支援本部設置)	春日部市議会
本部長から指示があったとき	本部員 (災害対策支援本部に全議員が参集)	春日部市議会

※「災害対策本部の設置基準」は、「災害救助法が適用される災害が発生した場合、複数の地区で甚大な災害が発生し、さらに市内全域に拡大するおそれがある場合、その他市長が必要と認めた場合」とされている。

2. 参集又は活動時の留意事項

議員は、参集又は活動する場合、次の事項に留意し行動する。

(1) 服装・携行品

防災活動に支障のない安全な服装とし、ヘルメット、手袋、懐中電灯、携帯ラジオ及び筆記用具をできる限り携行する。また、個人用として食料や飲料水等を携行する。

(2) 交通手段

原則として徒歩、自転車又はバイクを利用する。

(3) 緊急措置

火災又は人身事故等緊急事態に遭遇した時は、人命救助等適切な措置をとる。

(4) 被害状況等の収集

被害状況や災害状況等情報収集に努め、必要に応じて本部に報告する。

春日部市議会 災害発生時の対応要領に基づく議会、議員の対応（フロー）

大規模災害が発生（地震、風水害）

